

**令和2年度**  
**定時総会資料**

期 日 令和2年5月29日(金)

場 所 一般社団法人ランドスケープコンサルタンツ協会会議室  
東京都中央区東日本橋3-3-7  
近江会館ビル8階  
電話03-3662-8266

**一般社団法人 ランドスケープコンサルタンツ協会**



# 令和2年度 定時総会次第

- 日 時 令和2年5月29日（金） 午後3時30分～4時30分
- 場 所 一般社団法人ランドスケープコンサルタンツ協会会議室
1. 開 会
2. 挨拶
3. 議 題
- |       |                  |
|-------|------------------|
| 第1号議案 | 2019年度収支決算に関する件  |
| 第2号議案 | 定款の改正に関する件       |
| 第3号議案 | 組織及び運営規程の改正に関する件 |
| 第4号議案 | 会費徴収規程の改正に関する件   |
| 第5号議案 | 準会員の暫定措置に関する件    |
| 第6号議案 | 理事及び監事の選任に関する件   |
4. 報告事項
- |    |                     |
|----|---------------------|
| 1. | 2019年度事業報告          |
| 2. | 令和2年度事業計画           |
| 3. | 令和2年度収支予算           |
| 4. | R L A資格認定試験に関する実施報告 |
| 5. | R L A資格制度に関する諸規程の改正 |
| 6. | その他                 |
5. 閉 会



第1号議案

# 2019年度収支決算に関する件

(2019年4月1日～2020年3月31日)

## 貸借対照表

令和2年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
<b>I 資産の部</b>			
1 流動資産			
現金預金	60,894,104	51,415,834	9,478,270
未収金	62,351,700	4,467,560	57,884,140
未収会費	720,000	1,380,000	△ 660,000
仮払金	1,055,923	1,544,800	△ 488,877
流動資産合計	125,021,727	58,808,194	66,213,533
2 固定資産			
什器備品	7,470	29,295	△ 21,825
電話加入権	172,000	172,000	0
敷金	2,465,015	2,465,015	0
退職給与引当預金	916,391	782,487	133,904
固定資産合計	3,560,876	3,448,797	112,079
資産合計	128,582,603	62,256,991	66,325,612
<b>II 負債の部</b>			
1 流動負債			
預り金	374,405	346,602	27,803
未払金	66,166,288	2,168,797	63,997,491
流動負債合計	66,540,693	2,515,399	64,025,294
2 固定負債			
退職給与引当金	916,391	782,487	133,904
固定負債合計	916,391	782,487	133,904
負債合計	67,457,084	3,297,886	64,159,198
<b>III 正味財産の部</b>			
1 正味財産	61,125,519	58,959,105	2,166,414
負債及び正味財産合計	128,582,603	62,256,991	66,325,612

# 正味財産増減計算書

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 受取入会金	20,000	30,000	△ 10,000
受取入会金	20,000	30,000	△ 10,000
② 受取会費	27,760,000	27,860,000	△ 100,000
正会員受取会費	19,300,000	19,310,000	△ 10,000
準会員受取会費	1,080,000	1,260,000	△ 180,000
賛助会員受取会費	7,380,000	7,290,000	90,000
③ 地域活動収益	7,124,365	6,038,264	1,086,101
地域活動会費	3,823,250	3,825,750	△ 2,500
地域活動事業収益	3,301,115	2,212,514	1,088,601
④ 一般事業収益	1,565,280	1,559,140	6,140
広報活動収益	918,280	1,544,640	△ 626,360
研修会等事業収益	647,000	14,500	632,500
⑤ R L A 事業収益	4,234,060	4,472,280	△ 238,220
認定試験事業収益	2,166,000	2,257,200	△ 91,200
登録事業収益	2,068,060	2,215,080	△ 147,020
⑥ C L A 賞事業収益	485,000	0	
CLA賞審査手数料収益	160,000		
CLA賞掲載料収益	325,000		
⑥ 受取事業収益	90,704,100	8,632,560	82,071,540
研修受託収入	0	0	0
調査受託収入	90,704,100	8,632,560	82,071,540
⑦ L B A 活動収益	4,780,740	5,340,624	△ 559,884
L B A 活動会費	3,769,200	3,650,400	118,800
L B A 活動事業収益	913,719	1,431,000	△ 517,281
L B A 雑収益	97,821	259,224	△ 161,403
⑧ 雑収益	1,166,119	1,315,141	△ 149,022
特別会費受取会費	568,000	728,000	△ 160,000
受取利息	1,557	1,553	4
雑収益	596,562	585,588	10,974
⑨ 積立預金取崩収益	0	0	0
経常収益計	137,839,664	55,248,009	82,591,655
(2) 経常費用			
① 事業費	114,982,434	30,467,264	84,515,170
会議費・委員会費	2,965,339	3,093,615	△ 128,276
地域活性化事業費	10,349,242	9,025,047	1,324,195
広報宣伝費	393,538	449,179	△ 55,641
機関誌・資料等刊行費	1,568,171	2,429,098	△ 860,927
技術者養成費	1,225,844	10,583	1,215,261
調査研究費	41,145	207,793	△ 166,648
国際交流費	80,000	80,000	0
R L A 事業費	6,652,247	1,598,442	5,053,805
C L A 賞事業費	183,796	0	183,796
関連事業活動費	1,678,159	1,812,449	△ 134,290
受託調査費	85,064,213	6,420,434	78,643,779
L B A 活動事業費	4,780,740	5,340,624	△ 559,884

<b>② 管理費</b>	<b>20,690,816</b>	<b>18,601,128</b>	<b>2,089,688</b>
役員報酬	0	0	0
給料手当	9,267,595	9,169,295	98,300
退職給付費用	133,904	128,988	4,916
福利厚生費	1,524,568	1,579,064	△ 54,496
交際費	66,500	32,400	34,100
旅費交通費	649,565	623,970	25,595
通信運搬費	392,305	294,267	98,038
備品費	863,952	215,806	648,146
図書費	0	0	0
消耗品費	237,778	315,582	△ 77,804
光熱水料費	488,259	485,668	2,591
賃借料	3,924,628	3,882,684	41,944
借料及損料	1,079,318	826,552	252,766
諸謝金	270,000	270,000	0
租税公課	1,470,150	707,650	762,500
会費不納欠損	240,000	0	240,000
雑費	60,469	64,312	△ 3,843
減価償却費	21,825	4,890	16,935
本部事務局整備費	0	0	0
特定預金支出	0	0	0
予備費			
經常費用計	135,673,250	49,068,392	86,604,858
当期經常増減額	2,166,414	6,179,617	△ 4,013,203
2. 經常外増減の部			0
(1) 經常外収益			0
經常外収益計	0	0	0
(2) 經常外費用			
經常外費用計	0	0	0
当期經常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	2,166,414	6,179,617	△ 4,013,203
一般正味財産期首残高	58,959,105	52,779,488	6,179,617
一般正味財産期末残高	61,125,519	58,959,105	2,166,414
<b>II 正味財産期末残高</b>	<b>61,125,519</b>	<b>58,959,105</b>	<b>2,166,414</b>

## 財務諸表に対する注記

平成 24 年度から公益法人会計基準(平成 20 年 4 月 11 日)を採用している。

### 1. 重要な会計方針

#### (1) 固定資産の減価償却について

什器備品は、定率法による減価償却を実施している。

#### (2) 消費税等の会計処理

消費税の会計処理は、税込方式による。



## 附属明細書

### 1. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
什器備品	768,059	760,589	7,470

### 2. 特定資産の増減額及びその残高

特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
特定資産				
退職給与引当資産	782,487	133,904	0	916,391
合計	782,487	133,904	0	916,391

### 3. 引当金の計上基準

退職金給付引当金・・・期末退職給与の自己都合要支給額に相当する金額を計上している。

# 財 産 目 録

令和2年3月31日現在

(単位：円)

科 目	金	額
<b>I 資産の部</b>		
1 流動資産		
現金 現金手許有高	1,138,594	
普通預金 三菱UFJ銀行渋谷中央支店	32,528,347	
" 三菱UFJ銀行渋谷中央支店 (預託金口)	1,000	
" みずほ銀行町村会館出張所	2,323,586	
" 三井住友銀行麹町支店	1,888,255	
郵便振替 ゆうちよ銀行	8,140,894	
定期預金 三菱UFJ銀行渋谷中央支店	7,183,142	
" 三菱UFJ銀行赤坂見附支店	6,018,714	
" みずほ銀行町村会館出張所	1,671,572	
未収金 調査受託費	62,351,700	
未収会費 30年度 正1社分	240,000	
" 元年度 正2社	480,000	
仮払金 地域活性化事業費	1,055,923	
流動資産計		125,021,727
2 固定資産		
什器備品	7,470	
電話加入権 (3台)	172,000	
敷金 (株)K.I. マネジメント	2,465,015	
退職給与引当預金 三菱UFJ銀行赤坂見附支店	916,391	
固定資産計		3,560,876
資産合計		128,582,603
<b>II 負債の部</b>		
1 流動負債		
未払金 受託調査費	59,497,078	
" 消費税	1,287,400	
" R L A 事業費	4,963,310	
" 調査研究費	38,500	
" 技術者養成費	380,000	
預り金 社会保険料	29,457	
" 源泉税	43,857	
" 造園CPD会費	218,756	
" 賠償責任保険料	82,335	
流動負債計		66,540,693
2 固定負債		
退職給与引当金	916,391	
固定負債計		916,391
負債合計		67,457,084
正味財産		61,125,519

# 監 査 報 告 書

令和 2 年 5 月 1 1 日

一般社団法人ランドスケープコンサルタンツ協会  
会 長 金 清 典 広 殿

一般社団法人ランドスケープコンサルタンツ協会

監 事 佐 藤 憲 章 ㊞

監 事 川 島 保 ㊞

私たちは、令和元年4月1日から令和2年3月31日までの令和元年度における一般社団法人ランドスケープコンサルタンツ協会の会計及び業務の監査を行い、その結果を報告いたします。

## 1. 監査の方法及びその内容

私たち監事は、理事及び事務局と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況についての報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決済書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、会計帳簿またはこれに関する資料の調査を行い、当該年度に係る財務諸表(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及びその他附属明細書について監査しました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、当協会の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、当協会の財産及び損益の状況を全て重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以 上



## 第2号議案

# 定款の改正に関する件

## 1. 改正の背景

### 1) 時代のニーズへの対応

- ・これまでは国土の整備・建設などが中心であった時代から、ストックを活用することが問われている時代へとすでに突入している。それにともない我々の業容も調査・計画・設計・監理から指定管理、運営、マネジメント等へと広がっている。
- ・また、公民連携の動きが加速し、ランドスケープ関連分野のみならず幅広い分野の参入が行われており、このような動きに対してより幅広く、強い連携が必要となっている。CLAではランドスケープ経営研究会(LBA)を立ち上げ、外部の幅広い分野との連携を進め、現在LBA会員は74社にもものぼっている。
- ・公共とは別に民間事業においては、ランドスケープコンサルタントのニーズも多く、活躍の場が増えており、CLA会員以外で携わっているコンサルタントも数多い。

### 2) ランドスケープコンサルタント業界の発展に向けて

上記のような時代の変化、ニーズに応えるには以下のような対応が求められる

- ・ランドスケープ関連業務に携わっている人々のCLAへの参加を促すとともに、CLAが中心となり、他分野も含めた幅広い連携により社会へのプレゼンスを高める必要がある。
- ・多様なニーズに応じたランドスケープに関わる技術が求められており、その技術力の保証となるCLA創設の技術資格RLAは国交省の民間資格に認定され、発注時の資格要件としてRLAを採用する自治体が少しずつ増え始めている。業界全体の技術力を高めるためにもこの資格を一層充実・普及させていくことが重要となっている。
- ・RLA有資格者を有する会社でランドスケープコンサルタント業を営む者は多いが、CLAに加入していない方も少なくない。このような方々を含む多くの仲間にも門戸を広げCLAに加入していただき、ともに業界発展の基盤を固めていく。

## 2. 改正の視点

規程類の改正にあたっては上記の背景を踏まえ、下記3つの視点で行った。

視点1：CLAを取り巻く環境の変化に対応した規程類の見直し

視点2：法制度（働き方改革関連法含む）あるいは実態と不整合な記述の見直し

視点3：文言の統一、規程間の整合、誤字脱字などのおかしな表現の見直し

### 3. 改正の主要なポイント

- ・「準会員」は「将来正会員となることを目途とする法人または個人」と暫定的で、議決権もない中途半端な状態であるため、正会員として平等な権利を有し、活動できるように廃止する。ただし、現在の準会員については、猶予期間を設け、その間、業績等実態を勘案した会費制度の見直しを行い、その結果を受けて正会員へ移行する。
- ・「会員資格」は業容の広がりから、会社または個人として技術士やR L A、それと同等の資格保有を要件とするが、資本構成や業態については問わないように見直し、志を同じくする者になるべく多く会員となるよう門戸を広げていく。

### 4. 定款改正の主な内容

#### 1) 第3条（目的）

- ・「造園」を「ランドスケープ」と言語の見直し（諸規程類全体においても同様）。ただし、R C C Mの「造園部門」など表現が定まっているものは、変更しない。
- ・文章表現について、目的意識を明確にするように修正（意味内容の大きな変更はない）。

#### 2) 第5条（法人の構成）→（会員の構成）

- ・正会員について賛助会員と表現を合わせて修正（「趣旨」を第3条「目的」に記述）。また、正会員に個人（個人事業主）を追加（今まで個人は準会員としていたが、準会員を廃止するため）。
- ・準会員を廃止することにより、関連する部分を削除。

#### 3) 第6条（入会）

- ・入会の手続きをする会員の種別を明記。特別会員は該当しないので記述は不要。
- ・第2項は定款で定めるべき事項ではないので削除（入会申し込み書で記載）。

#### 4) 第7条（協会代表者の届出）

- ・法人又は団体の代表権を有する者又はそれ以外の者で協会代表者として届出た者が、この法人に対して権利を行使する旨をより明確化。
- ・届出・変更手続きの明確化。合わせて、入会の決定、通知手続きを明確に規定

#### 5) 第22条（役員を選任）

- ・監事を選任範囲を明確化。
- ・理事及び監事は正会員（法人にあっては協会代表者）の中から選任することを基本とするが、正会員以外からも選任できる旨を記述。
- ・ただし書きの人数の割合は過去のものであり、現在は必要がなくなったため削除。

#### 6) 第30条（権限）

- ・職務内容の表現の見直し。

#### 7) 第44条（事務局）

- ・事務局長も職員であり、表現を適正化。

現行定款	改正案	改正内容及び根拠
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(名 称) 第1条 この法人は、一般社団法人ランドスケープコンサルタンツ協会と称する。英文では CONSULTANTS OF LANDSCAPE ARCHITECTURE IN JAPAN (略称 CLA) という。</p> <p>(事 務 所) 第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。</p> <p style="text-align: center;">第2章 目的及び事業</p> <p>(目 的) 第3条 この法人は、<u>わが国におけるランドスケープコンサルタント業の健全な発展を図り、造園技術の向上並びに造園に関する知識の普及啓発を推進し、</u>もって緑豊かで快適な生活環境の形成に資することを目的とする。</p> <p>(事 業) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、ランドスケープコンサルタント業務に関する次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 技術の開発と向上に関する調査、研究</li> <li>(2) 各種施策の提案</li> <li>(3) 諸事業への協力</li> <li>(4) 指導及び受託</li> <li>(5) 情報の収集、提供及び普及啓発</li> <li>(6) 国際交流の促進</li> <li>(7) 資格の認定及び登録及び普及</li> <li>(8) 講演会、研究会、研修会、見学会等の開催</li> <li>(9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業</li> </ol> <p>2 前項の事業は、日本全国及び海外において行うものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(名 称) 第1条 この法人は、一般社団法人ランドスケープコンサルタンツ協会と称する。英文では CONSULTANTS OF LANDSCAPE ARCHITECTURE IN JAPAN (略称 CLA) という。</p> <p>(事 務 所) 第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。</p> <p style="text-align: center;">第2章 目的及び事業</p> <p>(目 的) 第3条 この法人は、<b>良好なランドスケープの保全、創出及び活用に関わる技術の向上並びに知識の普及啓発を通じてランドスケープコンサルタント業の健全な発展を図り、</b>もって緑豊かで快適な生活環境の形成に資することを目的とする。</p> <p>(事 業) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、ランドスケープコンサルタント業務に関する次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 技術の開発と向上に関する調査、研究</li> <li>(2) 各種施策の提案</li> <li>(3) 諸事業への協力</li> <li>(4) 指導及び受託</li> <li>(5) 情報の収集、提供及び普及啓発</li> <li>(6) 国際交流の促進</li> <li>(7) 資格の認定及び登録及び普及</li> <li>(8) 講演会、研究会、研修会、見学会等の開催</li> <li>(9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業</li> </ol> <p>2 前項の事業は、日本全国及び海外において行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「造園」→「ランドスケープ」</li> <li>・目的意識を明確にする表現に修正</li> </ul>

第3章 会 員	第3章 会 員	
<p>(法人の構成員)</p> <p>第5条 この法人は、<u>この法人の事業に賛同する法人、個人及び団体であって、次条の規定によりこの法人の会員となった次の会員</u>をもって構成する。</p> <p>(1) 正会員 <u>ランドスケープコンサルタント業を営んでいるものであって、この法人の趣旨に賛同する法人</u></p> <p>(2) 準会員 <u>ランドスケープの計画・設計を業とするもので、将来正会員となることを目途とするコンサルタントである法人又は個人</u></p> <p>(3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業の推進に協力する法人、個人又は団体</p> <p>(4) 特別会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で総会において推薦された者</p> <p>2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。</p> <p>(入 会)</p> <p>第6条 この法人に入会を希望するものは、入会申込書に<u>所定の事項を記入して会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。ただし、特別会員はこの限りでない。</u></p> <p>2 <u>前項の入会申し込みにあたっては、所掌地域の支部長の推薦を要件とする。</u></p> <p>(協会代表者の届出)</p> <p>第7条 <u>会員は、協会代表者1名を定めて届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。</u></p> <p>2 <u>正会員の協会代表者は、この法人に対してその権利を行使することができる。</u></p>	<p>(会員の構成)</p> <p>第5条 この法人は、<b>次の種別の会員</b>をもって構成する。</p> <p>(1) 正会員 この法人の目的に賛同するランドスケープコンサルタント業を営む法人又は個人</p> <p>(2) 削除</p> <p>(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業の推進に協力する法人、個人又は団体</p> <p>(3) 特別会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で総会において推薦された者</p> <p>2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。</p> <p>(入 会)</p> <p>第6条 <b>正会員又は賛助会員</b>としてこの法人に入会を希望する者は、入会申込書に所定の事項を記入して会長に提出しなければならない。</p> <p>2 <b>入会は理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。</b></p> <p>(協会代表者の届出)</p> <p>第7条 法人又は団体たる会員にあっては、法人又は団体の代表者としてこの法人に対してその権利を行使する者1名（以下「協会代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。</p> <p>2 前項に規定する協会代表者を変更した場合は、速やかに会長に届けなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人会員を追記</li> <li>・ 準会員は廃止</li> <li>・ 項目番号繰上げ</li> <li>・ 項目番号繰上げ</li> <li>・ 特別会員は手続きを経ない会員のため、ただし書きは不要となり削除</li> <li>・ 推薦者の記載は定款でなく、別途、規程等で記載</li> <li>・ 本人への通知を明記</li> <li>・ 1項と2項を再整理し、1項では協会代表者の権利行使及び届け出先を明記</li> <li>・ 2項では変更の場合を明記</li> </ul>



(入会金及び会費)

第8条 この法人の事業活動に経常的に生ずる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は総会において別に定める入会金及び会費を支払う義務を負う。ただし、特別会員についてはこの限りでない。

- 2 入会金は、入会時に徴収する。
- 3 会費は、通常会費及び特別会費とする。
- 4 通常会費は毎年徴収する。
- 5 特別会費は、総会が特別の必要があると認める場合に徴収する。
- 6 既納の入会金、会費等はいかなる理由があっても返還しない。

(任意退会)

第9条 会員は、退会しようとするときには、退会届を会長に届出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって、当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し総会の決議の前にあらかじめ通知するとともに弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款、その他の規則又は総会の決議に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は当該法人又は団体が解散し

(入会金及び会費)

第8条 この法人の事業活動に経常的に生ずる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は総会において別に定める入会金及び会費を支払う義務を負う。ただし、特別会員についてはこの限りでない。

- 2 入会金は、入会時に徴収する。
- 3 会費は、通常会費及び特別会費とする。
- 4 通常会費は毎年徴収する。
- 5 特別会費は、総会が特別の必要があると認める場合に徴収する。
- 6 既納の入会金、会費等はいかなる理由があっても返還しない。

(任意退会)

第9条 会員は、退会しようとするときには、退会届を会長に届出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって、当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し総会の決議の前にあらかじめ通知するとともに弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款、その他の規則又は総会の決議に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は当該法人又は団体が解散し

<p>たとき。</p> <p style="text-align: center;">第4章 総 会</p> <p>(構 成)</p> <p>第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。 2 前項の総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。</p> <p>(権 限)</p> <p>第13条 総会は、次の事項を決議する。 (1) 特別会員の推薦 (2) 入会金、会費、特別会費の額 (3) 会員の除名 (4) 理事及び監事の選任又は解任 (5) 理事及び監事の報酬等の額 (6) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認 (7) 支部の設置 (8) 定款の変更 (9) 解散及び残余財産の処分 (10) その他この法人の運営に関する重要な事項(種類及び開催)</p> <p>第14条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。 2 定時総会は、毎年1回事業年度終了後、2ヶ月以内に開催する。 3 臨時総会は、次の場合に開催することができる。 (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき (2) 総正会員の10分の1以上の正会員から会長に対し、総会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき (3) 監事から開催の請求があったとき</p> <p>(招 集)</p> <p>第15条 総会は法令に別段の定めがある場合を除き、理</p>	<p>たとき。</p> <p style="text-align: center;">第4章 総 会</p> <p>(構 成)</p> <p>第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。 2 前項の総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。</p> <p>(権 限)</p> <p>第13条 総会は、次の事項を決議する。 (1) 特別会員の推薦 (2) 入会金、会費、特別会費の額 (3) 会員の除名 (4) 理事及び監事の選任又は解任 (5) 理事及び監事の報酬等の額 (6) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認 (7) 支部の設置 (8) 定款の変更 (9) 解散及び残余財産の処分 (10) その他この法人の運営に関する重要な事項(種類及び開催)</p> <p>第14条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。 2 定時総会は、毎年1回事業年度終了後、2ヶ月以内に開催する。 3 臨時総会は、次の場合に開催することができる。 (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき (2) 総正会員の10分の1以上の正会員から会長に対し、総会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき (3) 監事から開催の請求があったとき</p> <p>(招 集)</p> <p>第15条 総会は法令に別段の定めがある場合を除き、理</p>	
---	---	--

<p>事会の決議に基づき会長が招集する。</p> <p>2 会長は前項の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。</p> <p>3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容、開催日時、場所を記載した書面をもって、総会の 7 日前までに会員に通知しなければならない。</p> <p>(定足数)</p> <p>第 16 条 総会は、総正会員数の過半数の出席がなければ開会することができない。</p> <p>(議長)</p> <p>第 17 条 総会の議長は、会長がこれにあたる。</p> <p>(議決権)</p> <p>第 18 条 正会員は各 1 個の議決権を有する。</p> <p>(決議)</p> <p>第 19 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 可否同数のときは、議長がこれを決する。</p> <p>3 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理として、表決を委任することができる。この場合において、その正会員は出席したものとみなす。</p> <p>4 前各項の規定にかかわらず、次の議決は、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。</p> <p>(1) 会員の除名</p> <p>(2) 監事の解任</p> <p>(3) 定款の変更</p> <p>(4) 解散</p> <p>(5) その他法令で定められた事項</p> <p>5 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計が第 21 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票</p>	<p>事会の決議に基づき会長が招集する。</p> <p>2 会長は前項の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。</p> <p>3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容、開催日時、場所を記載した書面をもって、総会の 7 日前までに会員に通知しなければならない。</p> <p>(定足数)</p> <p>第 16 条 総会は、総正会員数の過半数の出席がなければ開会することができない。</p> <p>(議長)</p> <p>第 17 条 総会の議長は、会長がこれにあたる。</p> <p>(議決権)</p> <p>第 18 条 正会員は各 1 個の議決権を有する。</p> <p>(決議)</p> <p>第 19 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 可否同数のときは、議長がこれを決する。</p> <p>3 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理として、表決を委任することができる。この場合において、その正会員は出席したものとみなす。</p> <p>4 前各項の規定にかかわらず、次の議決は、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。</p> <p>(1) 会員の除名</p> <p>(2) 監事の解任</p> <p>(3) 定款の変更</p> <p>(4) 解散</p> <p>(5) その他法令で定められた事項</p> <p>5 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計が第 21 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票</p>	
---	---	--

<p>数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。  (議事録)  第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。  2 議長及び出席した正会員のうち、その会議において選任された2名以上が、前項の議事録に記名押印する。</p> <p style="text-align: center;">第5章 役員等</p> <p>(役員を設置)  第21条 この法人に次の役員を置く。  (1) 理事 15名以上20名以内  (2) 監事 2名以内  2 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長とする。  3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とする  4 会長以外の正会員の理事をもって、一般法人法上の業務執行理事とする。  (役員を選任)  第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。  2 理事は正会員(第7条の規定による協会代表者)の中から選任するものとする。ただし、<u>理事のうち3分の1以内については、正会員以外の者から選任することができる。</u>  3 会長、副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。  4 理事及び監事は相互に兼ねることはできない。  (理事の職務及び権限)  第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。  2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。  3 副会長は、この法人の運営に関し会長を補佐し、会長に事故あるとき、また、会長が欠けたときは、理事会が</p>	<p>数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。  (議事録)  第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。  2 議長及び出席した正会員のうち、その会議において選任された2名以上が、前項の議事録に記名押印する。</p> <p style="text-align: center;">第5章 役員等</p> <p>(役員を設置)  第21条 この法人に次の役員を置く。  (1) 理事 15名以上20名以内  (2) 監事 2名以内  2 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長とする。  3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とする  4 会長以外の正会員の理事をもって、一般法人法上の業務執行理事とする。  (役員を選任)  第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。  2 <b>理事及び監事は正会員(法人においては第7条第1項の規定により届出があった場合は当該協会代表者)の中から選任するものとする。ただし、必要があるときは、正会員以外の者から選任することができる。</b>  3 会長、副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。  4 理事及び監事は相互に兼ねることはできない。  (理事の職務及び権限)  第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。  2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。  3 副会長は、この法人の運営に関し会長を補佐し、会長に事故あるとき、また、会長が欠けたときは、理事会が</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監事の選任範囲を明確化</li> <li>・ ただし書きの人数割合記載は不要。必要のある時と修正</li> </ul>
--	---	--

<p>あらかじめ定めた順位により、その職務を執行する。</p> <p>4 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。</p> <p>5 会長及び業務執行理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</p> <p>(監事の職務及び権限)</p> <p>第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。</p> <p>2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p> <p>(役員任期)</p> <p>第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。</p> <p>4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、理事又は監事としての権利義務を有する。</p> <p>(役員解任)</p> <p>第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。この場合、その理事及び監事に対し決議の前に弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することが</p>	<p>あらかじめ定めた順位により、その職務を執行する。</p> <p>4 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。</p> <p>5 会長及び業務執行理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</p> <p>(監事の職務及び権限)</p> <p>第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。</p> <p>2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p> <p>(役員任期)</p> <p>第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。</p> <p>4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、理事又は監事としての権利義務を有する。</p> <p>(役員解任)</p> <p>第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。この場合、その理事及び監事に対し決議の前に弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することが</p>	
--	--	--

<p>できる。  (顧問)  第28条 この法人に、任意の機関として20名以内の顧問を置くことができる。  2 顧問は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。  3 顧問の委嘱期間は、2年とする。ただし、再委嘱を妨げない。  4 顧問は、この法人の事業遂行上重要な事項について、会長の諮問に応じる。  5 顧問は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">第6章 理事会</p> <p>(構成)  第29条 この法人に理事会を置く。  2 理事会は、すべての理事をもって構成する。</p> <p>(権限)  第30条 理事会は、次の職務を行う。  (1) 会員の入会に関する事項  (2) 総会に付議すべき事項  (3) 会長、副会長の選定及び解職  (4) 副会長の順位  (5) 理事の職務の執行の監督  (6) 顧問に関する事項  (7) 事業計画及び収支予算に関する事項  (8) 事業報告及び決算に関する事項  (9) 支部の運営に関する事項  (10) 委員会の設置及び委員の委嘱  (11) 研究会の設置  (12) 事務局長の委嘱  (13) 事務局の運営に関する事項  (14) その他、総会の決議を要しない業務の執行に関する事項</p>	<p>できる。  (顧問)  第28条 この法人に、任意の機関として20名以内の顧問を置くことができる。  2 顧問は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。  3 顧問の委嘱期間は、2年とする。ただし、再委嘱を妨げない。  4 顧問は、この法人の事業遂行上重要な事項について、会長の諮問に応じる。  5 顧問は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">第6章 理事会</p> <p>(構成)  第29条 この法人に理事会を置く。  2 理事会は、すべての理事をもって構成する。</p> <p>(権限)  第30条 理事会は、次の職務を行う。  (1) 会員の入会に関する事項  (2) 総会に付議すべき事項  (3) 会長、副会長の選定及び解職  (4) 副会長の<b>会長職務の執行</b>順位  (5) 理事の職務の執行の監督  (6) 顧問に関する事項  (7) 事業計画及び収支予算に関する事項  (8) 事業報告及び決算に関する事項  (9) 支部の運営に関する事項  (10) 委員会の設置及び委員の<b>選定</b>  (11) 研究会の設置  (12) 事務局長の<b>選任</b>  (13) 事務局の運営に関する事項  (14) その他、総会の決議を要しない業務の執行に関する事項</p>	<p>・副会長の順位の職務内容を記述</p> <p>・委嘱→選定</p> <p>・委嘱→選任</p>
--	--	--

<p>(種類及び開催)</p> <p>第31条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種とする。</p> <p>2 定時理事会は、毎年2回開催する。</p> <p>3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。</p> <p>(1) 会長が必要と認めたとき</p> <p>(2) 会長以外の理事から会長に対して、理事会の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき</p> <p>(3) 監事から招集の請求があったとき</p> <p>(招 集)</p> <p>第32条 理事会は、会長が招集する。</p> <p>2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ定めた順位により、副会長が理事会を招集する。</p> <p>3 会長は、前条第3項第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。</p> <p>4 理事会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容、開催日時、場所を記載した書面をもって、理事会の7日前までに理事に通知しなければならない。</p> <p>(定足数)</p> <p>第33条 理事会は、理事の過半数以上の出席がなければ開催することができない。</p> <p>(議 長)</p> <p>第34条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。</p> <p>2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときの議長は、あらかじめ定めた順位により、副会長がこれにあたる。</p> <p>(決 議)</p> <p>第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件</p>	<p>(種類及び開催)</p> <p>第31条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種とする。</p> <p>2 定時理事会は、毎年2回開催する。</p> <p>3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。</p> <p>(1) 会長が必要と認めたとき</p> <p>(2) 会長以外の理事から会長に対して、理事会の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき</p> <p>(3) 監事から招集の請求があったとき</p> <p>(招 集)</p> <p>第32条 理事会は、会長が招集する。</p> <p>2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ定めた順位により、副会長が理事会を招集する。</p> <p>3 会長は、前条第3項第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。</p> <p>4 理事会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容、開催日時、場所を記載した書面をもって、理事会の7日前までに理事に通知しなければならない。</p> <p>(定足数)</p> <p>第33条 理事会は、理事の過半数以上の出席がなければ開催することができない。</p> <p>(議 長)</p> <p>第34条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。</p> <p>2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときの議長は、あらかじめ定めた順位により、副会長がこれにあたる。</p> <p>(決 議)</p> <p>第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件</p>	
--	--	--

<p>を満したときは、理事会の決議があつたものとみなす。 (議事録)</p> <p>第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。</p> <p>第7章 資産及び会計 (余剰金の分配)</p> <p>第37条 この法人は、余剰金の分配を行うことが出来ない。 (事業年度)</p> <p>第38条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。 (事業計画及び収支予算)</p> <p>第39条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。</p> <p>2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。 (事業報告及び決算)</p> <p>第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸借対照表 (4) 損益計算書(正味財産増減計算書) (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書</p> <p>2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会へ提出し、第1号についてはその内容を報告し、その他の書類については承</p>	<p>を満したときは、理事会の決議があつたものとみなす。 (議事録)</p> <p>第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。</p> <p>第7章 資産及び会計 (余剰金の分配)</p> <p>第37条 この法人は、余剰金の分配を行うことが出来ない。 (事業年度)</p> <p>第38条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。 (事業計画及び収支予算)</p> <p>第39条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。</p> <p>2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。 (事業報告及び決算)</p> <p>第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸借対照表 (4) 損益計算書(正味財産増減計算書) (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書</p> <p>2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会へ提出し、第1号についてはその内容を報告し、その他の書類については承</p>	
---	---	--



<p>認を受けなければならない。</p> <p>3 第1項の書類のほか、監査報告に関する書類を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置きするものとする。</p> <p style="text-align: center;">第8章 支部</p> <p>(支部)</p> <p>第41条 この法人は、総会の決議を経て、支部を置くことができる。</p> <p>2 支部に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。</p> <p style="text-align: center;">第9章 委員会</p> <p>(委員会及び委員)</p> <p>第42条 この法人は、業務執行上必要に応じ理事会の決議を経て、委員会を設けることができる。</p> <p>2 委員は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。</p> <p style="text-align: center;">第10章 研究会</p> <p>(研究会)</p> <p>第43条 この法人は、必要に応じて理事会の承認を得て、研究会を設けることができる。</p> <p>2 研究会に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、会長が別に定める。</p> <p>第11章 事務局</p> <p>(事務局)</p> <p>第44条 この法人は、事務を処理するため、事務局を設け、事務局長その他の職員を置く。</p> <p>2 事務局長は、理事会の承認を得て会長が委嘱し、職員は会長が任免する。</p> <p>3 事務局の運営に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て別に定める。</p>	<p>認を受けなければならない。</p> <p>3 第1項の書類のほか、監査報告に関する書類を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置きするものとする。</p> <p style="text-align: center;">第8章 支部</p> <p>(支部)</p> <p>第41条 この法人は、総会の決議を経て、支部を置くことができる。</p> <p>2 支部に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。</p> <p style="text-align: center;">第9章 委員会</p> <p>(委員会及び委員)</p> <p>第42条 この法人は、業務執行上必要に応じ理事会の決議を経て、委員会を設けることができる。</p> <p>2 委員は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。</p> <p style="text-align: center;">第10章 研究会</p> <p>(研究会)</p> <p>第43条 この法人は、必要に応じて理事会の承認を得て、研究会を設けることができる。</p> <p>2 研究会に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、会長が別に定める。</p> <p>第11章 事務局</p> <p>(事務局)</p> <p>第44条 この法人は、事務を処理するため、事務局を設け、事務局長その他の職員を置く。</p> <p>2 事務局長は、理事会の承認を得て会長が<b>任免</b>し、<b>その他の職員</b>は会長が任免する。</p> <p>3 事務局の運営に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て別に定める。</p>	<p>・委嘱→任免 事務局長も職員であり、事務局長とその他の職員を区別して表現</p>
---	---	---

第12章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第46条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第47条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第13章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第14章 補則

第49条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、会長が総会の決議を経て別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は大塚守康とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行

第12章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第46条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第47条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第13章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第14章 補則

第49条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、会長が総会の決議を経て別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は大塚守康とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行

<p>に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読みかえて準用する同法第 106 条 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 37 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。</p> <p>附 則 この定款の一部改正は、平成 30 年 6 月 1 日より施行する。 (平成 30 年定時総会決議)</p>	<p>に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読みかえて準用する同法第 106 条 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 37 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。</p> <p>附 則 この定款の一部改正は、平成 30 年 6 月 1 日より施行する。 (平成 30 年定時総会決議) <b>この定款の一部改正は、令和 2 年 6 月 1 日より施行する。 (令和 2 年定時総会決議)</b></p>	<p>・改正の施行日を追記</p>
--	---	-------------------

## 第3号議案

# 組織及び運営規程の改正に関する件

### 組織及び運営規程改正の主な内容

- 1) 第2条（正会員）
  - ・正会員（法人に個人を追加）の入会資格に関する規程を明確化。
  - ・特に、建設コンサルタント登録以外の資格等の要件を明確化。
- 2) 第3条（協会代表者）
  - ・協会代表者について、より明確に記述。
- 3) 第4条（会員の種別変更）
  - ・変更の申し出先を明示。
- 4) 第7条（倫理）2
  - ・本規程末尾に記載している業務倫理要綱は、本規程と切り離し独立したものとす。
- 5) 第9条（種別）→（名称）
  - ・常任委員会である各委員会の設置、及び特別委員会の設置を明記。
- 6) 第10条（常任委員会の機能）
  - ・常任委員会の各委員会の機能の明確化にあたり、必要な個所の修正。

現行組織及び運営規程	改正案	改正内容及び根拠
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(通則) 第1条 一般社団法人ランドスケープコンサルタンツ協会の会員及び組織並びに運営については、この法人の定款(以下「定款」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">第2章 会員</p> <p>(正会員) 第2条 定款第5条第1項第1号に定める正会員は、次の各号の一に該当するものとする。</p> <p>一 <u>国土交通省建設コンサルタント登録規程による造園部門または関連する部門に登録後1箇年以上経過し、ランドスケープコンサルタント業を営む法人</u></p> <p>二 <u>登録ランドスケープアーキテクト(RLA)または造園関連の技術士あるいは同等の資格を有する技術者1名以上が常勤し、ランドスケープコンサルタント業を専任とする管理技術者を置き、ランドスケープコンサルタント業を営む法人</u></p> <p>(協会代表者) 第3条 定款第7条に定める協会代表者は、次の各号に該当するものとする。</p> <p>一 <u>正会員及び準会員である法人にあっては、その代表者あるいは造園又は関連部門の技術管理者もしくは部署責任者、その他代表者から委任を受けたもの</u></p> <p>二 <u>賛助会員である法人にあっては、その代表者あるいは造園又は関連部署の責任者、その他代表者から委任を受けたもの</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(通則) 第1条 一般社団法人ランドスケープコンサルタンツ協会の会員及び組織並びに運営については、この法人の定款(以下「定款」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">第2章 会員</p> <p>(正会員) 第2条 定款第5条第1項第1号に定める正会員は、ランドスケープコンサルタント業を営む法人又は個人であって、次の各号の一に該当するものとする。</p> <p>一 <u>建設コンサルタント登録規程(国土交通省告示)第2条別表に定める造園部門又はこれに関連する部門に登録し、当該登録後1箇年以上経過していること</u></p> <p>二 <u>登録ランドスケープアーキテクト(RLA)資格制度実施規程の定めにより登録した登録ランドスケープアーキテクト(RLA)、技術士法の定めにより登録した建設部門等のランドスケープ関連部門の技術士又はこれらと同等の資格を有する技術者1名以上が常勤し、業務を行っていること</u></p> <p>(協会代表者) 第3条 定款第7条に定める協会代表者は、次の各号の一に該当する者とする。</p> <p>一 <u>法人たる正会員にあっては、その代表権を有する者(以下「代表権者」という。)又はランドスケープコンサルタント業務に携わる部署の技術管理者、責任者等で代表権者から委任を受けた者</u></p> <p>二 <u>法人又は団体たる賛助会員にあっては、その代表権者又はランドスケープ関連部署の責任者、その他代表権者から委任を受けた者</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正会員は法人及び個人であることを記載</li> <li>・建コン登録規程を正しく表記</li> <li>・RLA、技術士の資格を正しく表記</li> <li>・もの→者</li> <li>・準会員を削除 協会代表者について明確に記述</li> <li>・賛助会員は法人のみならず団体もあるので明記</li> </ul>

<p>(会員の種別変更)</p> <p>第4条 <u>準会員が正会員としての要件を満たし、会員の種別変更を申し出たときは、理事会の承認を得て正会員になることができる。この場合、正会員への入会金は免除する。</u></p> <p>(資料の提出)</p> <p>第5条 会員は、この法人からその目的達成のため必要な資料の提出を求められたときは、これに協力しなければならない。</p> <p>(職員の参加)</p> <p>第6条 会員は、この法人が行う事業に所属する職員の参加を求められたときには、これに協力しなければならない。</p> <p>(倫理)</p> <p>第7条 会員は、この法人の秩序又は信用を害し、会員としての品位を失うような行為をしてはならない。</p> <p>2 会員の業務倫理要綱は、会長が別に定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第3章 役員</p> <p>(届出)</p> <p>第8条 理事及び監事に異動を生じた場合は、速やかに、履歴書及び役員就任承諾書を作成し、会長に提出するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第4章 委員会</p> <p>(種別)</p> <p>第9条 <u>定款第42条による委員会は、常任委員会及び特別委員会とする。</u></p>	<p>(会員の種別変更)</p> <p>第4条 <b>賛助会員が第2条に定める正会員の要件を満たし、会員の種別変更を会長に申し出たときは、理事会の承認を得て正会員になることができる。この場合、正会員への入会金は免除する。</b></p> <p>(資料の提出)</p> <p>第5条 会員は、この法人からその目的達成のため必要な資料の提出を求められたときは、これに協力しなければならない。</p> <p>(職員の参加)</p> <p>第6条 会員は、この法人が行う事業に所属する職員の参加を求められたときには、これに協力しなければならない。</p> <p>(倫理)</p> <p>第7条 会員は、この法人の秩序又は信用を害し、会員としての品位を失うような行為をしてはならない。</p> <p>2 会員の業務倫理要綱は、会長が別に定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第3章 役員</p> <p>(届出)</p> <p>第8条 理事及び監事に異動を生じた場合は、速やかに、履歴書及び役員就任承諾書を作成し、会長に提出するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第4章 委員会</p> <p>(種別)</p> <p>第9条 <b>定款第42条の規定に基づき、常置の委員会（以下「常任委員会」という。）として次の委員会を置く。</b></p> <p>一 総務委員会</p> <p>二 国際委員会</p> <p>三 業務委員会</p> <p>四 技術委員会</p> <p>五 R L A資格制度運営委員会</p>	<p>・準会員廃止に伴い、賛助会員に変更</p> <p>・倫理要綱は本規程とは別にする。</p> <p>・1項で常置の委員会を記載</p>
--	---	---

<p>2 <u>常任委員会は、常置する委員会とし、この法人の業務を分担する。</u></p> <p>3 <u>特別委員会は、理事会が承認した特定の事項について調査、研究等の業務を行う委員会とし、業務が終了したときは解散するものとする。</u></p> <p>(常任委員会の機能等)</p> <p>第10条 <u>常任委員会は、総務・国際・業務・技術・R L A資格制度運営及び広報の6委員会とする。</u></p> <p>2 総務委員会においては、次の事項を処理する。</p> <p>一 総会、理事会及びその他の会議に関すること</p> <p>二 この法人の収入、支出及び資産の管理に関すること</p> <p>三 会員の入退会に関すること</p> <p>四 この法人の管理運営（事業計画・予算・事業報告・決算・会員サービス・その他）に関すること</p> <p>五 この法人の事業の企画及び運営に関すること。ただし、他の委員会に所掌するものは除く</p> <p>六 <u>造園技術の向上、造園に関する知識の普及啓発に関すること。ただし、他の委員会に所掌するものは除く</u></p> <p>七 諸機関等との交流並びに関連活動への協力に関すること</p> <p>八 前各号に掲げるもののほか、他の委員会に属さない事項</p> <p>3 国際委員会においては、次の事項を処理する。</p> <p>一 この法人の目的とする事業で、国際協調の推進に関すること</p> <p>二 前号に掲げる事項に係る諸機関等との交流並びに関連活動の協力に関すること</p> <p>4 業務委員会においては、次の事項を処理する。</p> <p>一 報酬についての資料の収集、研究及び年度における基準の作成に関すること</p>	<p>六 広報委員会 削除</p> <p>2 必要に応じて理事会が承認した特定の事項について調査、研究等の業務を行う委員会（以下「特別委員会」という。）を置くことができる。ただし、当該特別委員会の業務が終了したときは解散するものとする。</p> <p>(常任委員会の機能等)</p> <p>第10条 <u>常任委員会の各委員会は、この法人の運営に係る諸事項を分担し、それぞれの業務を処理する。</u></p> <p>2 総務委員会においては、次の事項を処理する。</p> <p>一 総会、理事会及びその他の会議に関すること</p> <p>二 この法人の収入、支出及び資産の管理に関すること</p> <p>三 会員の入退会に関すること</p> <p>四 この法人の管理運営（事業計画・予算・事業報告・決算・会員サービス・その他）に関すること</p> <p>五 この法人の事業の企画及び運営に関すること。ただし、他の委員会に所掌するものは除く</p> <p>六 <u>ランドスケープに関する技術の向上及び知識の普及啓発に関すること。ただし、他の委員会に所掌するものは除く</u></p> <p>七 諸機関等との交流並びに関連活動への協力に関すること</p> <p>八 前各号に掲げるもののほか、他の委員会に属さない事項</p> <p>3 国際委員会においては、次の事項を処理する。</p> <p>一 この法人の目的とする事業で、国際協調の推進に関すること</p> <p>二 前号に掲げる事項に係る諸機関等との交流並びに関連活動の協力に関すること</p> <p>4 業務委員会においては、次の事項を処理する。</p> <p>一 報酬についての資料の収集、研究及び年度における基準の作成に関すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1項で記載しているのを削除</li> <li>・ 2項として特別委員会について記載</li> <li>・ 常任委員会の名称は前条で記述</li> <li>・ 造園→ランドスケープ</li> </ul>
--	---	---

<p>二 設計標準仕様書の作成に必要な資料の収集及び研究並びに作成に関すること</p> <p>三 会員の業務実態を調査研究し、業務の改善並びに指導に関すること</p> <p>四 前各号に掲げるものの普及啓発に関すること</p> <p>5 技術委員会においては、次の事項を処理する。</p> <p>一 技術の向上についての調査及び研究に関すること</p> <p>二 <u>講演会、研修会及び見学会等の企画・運営</u>に関すること</p> <p>三 会員の業務成果の表彰に関すること</p> <p>6 R L A資格制度運営委員会においては、次の事項を処理する。</p> <p>一 R L A資格制度の運営に関すること</p> <p>二 R L A資格制度の普及啓発に関すること</p> <p>7 広報委員会においては、次の事項を処理する。</p> <p>一 この法人の広報に関すること</p> <p>二 機関誌等の刊行に関すること</p> <p>(構成)</p> <p>第11条 委員会に委員長1名、副委員長1名、委員を置くものとする。必要に応じ副委員長2名を置くことができるものとする。</p> <p>(任命)</p> <p>第12条 委員会の委員長、副委員長ならびに委員は、会長が会員のなかから理事会に諮って委嘱するものとする。なお、必要のあるときは、会員外の専門家を理事会の承認を得て委員に委嘱することができるものとする。</p> <p>2 委員長、副委員長ならびに委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>3 任期満了後においても、後任者が就任し、業務を継承するまではなおその職務を行うものとする。</p> <p>4 補欠によって就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>二 設計標準仕様書の作成に必要な資料の収集及び研究並びに作成に関すること</p> <p>三 <b>正会員の業務実態を調査研究し、業務の改善及び指導</b>に関すること</p> <p>四 前各号に掲げるものの普及啓発に関すること</p> <p>5 技術委員会においては、次の事項を処理する。</p> <p>一 <b>ランドスケープに関する技術の向上</b>についての調査及び研究に関すること</p> <p>二 <b>講演会、研修会、見学会等の企画及び運営</b>に関すること</p> <p>三 会員の業務成果の表彰に関すること</p> <p>6 R L A資格制度運営委員会においては、次の事項を処理する。</p> <p>一 R L A資格制度の運営に関すること</p> <p>二 R L A資格制度の普及啓発に関すること</p> <p>7 広報委員会においては、次の事項を処理する。</p> <p>一 この法人の広報に関すること</p> <p>二 機関誌等の刊行に関すること</p> <p>(構成)</p> <p>第11条 委員会に委員長1名、副委員長1名、委員を置くものとする。必要に応じ副委員長2名を置くことができるものとする。</p> <p>(任命)</p> <p>第12条 委員会の委員長、副委員長ならびに委員は、会長が会員のなかから理事会に諮って委嘱するものとする。なお、必要のあるときは、会員外の専門家を理事会の承認を得て委員に委嘱することができるものとする。</p> <p>2 委員長、副委員長ならびに委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>3 任期満了後においても、後任者が就任し、業務を継承するまではなおその職務を行うものとする。</p> <p>4 補欠によって就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務実態調査は正会員のみ</li> <li>・並びに→及び</li> <li>・技術→ランドスケープ技術</li> <li>・文章表現の修正</li> </ul>
---	--	---



<p>(委員長の職務)</p> <p>第13条 委員長は、委員会処理事項を遂行し、次のことを行うものとする。</p> <p>一 委員会の招集</p> <p>二 毎年度末に当該年度内の事業概要を、またその業務を結了したときは、その経過及び成果を理事会に出席し、報告すること</p> <p>三 次年度事業計画・予算(案)及び当該年度の事業報告・決算(案)を理事会に出席し、提案等を行うこと</p> <p>(副委員長の職務)</p> <p>第14条 副委員長は、委員長を補佐し、委員長不在の時は、その職務を代行する。</p> <p>(発表)</p> <p>第15条 委員会は、調査研究の成果を外部に発表するときは、理事会の承認を得るものとする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 研究会</p> <p>(研究会)</p> <p>第16条 定款43条第2項の会長が別途定める研究会に関する必要な事項として、名称、目的、活動内容、組織構成等を定めた要綱を作成し、理事会の承認のもと研究会を運営する。</p> <p style="text-align: center;">第6章 支部</p> <p>(支部の設置及び所掌地域)</p> <p>第17条 この法人の運営を円滑かつ効果的にするために必要な地域に支部を設置する。</p> <p>(支部の事業)</p> <p>第18条 支部は次のことを行うものとする。</p> <p>一 定款第4条に定めるこの法人の事業活動</p> <p>二 その他、支部が必要とする事業活動</p> <p>(支部の設立等)</p> <p>第19条 支部の設立は、所掌地域の会員(定款第5条第</p>	<p>(委員長の職務)</p> <p>第13条 委員長は、委員会処理事項を遂行し、次のことを行うものとする。</p> <p>一 委員会の招集</p> <p>二 毎年度末に当該年度内の事業概要を、またその業務を結了したときは、その経過及び成果を理事会に出席し、報告すること</p> <p>三 次年度事業計画・予算(案)及び当該年度の事業報告・決算(案)を理事会に出席し、提案等を行うこと</p> <p>(副委員長の職務)</p> <p>第14条 副委員長は、委員長を補佐し、委員長不在の時は、その職務を代行する。</p> <p>(発表)</p> <p>第15条 委員会は、調査研究の成果を外部に発表するときは、理事会の承認を得るものとする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 研究会</p> <p>(研究会)</p> <p>第16条 定款43条第2項の会長が別途定める研究会に関する必要な事項として、名称、目的、活動内容、組織構成等を定めた要綱を作成し、理事会の承認のもと研究会を運営する。</p> <p style="text-align: center;">第6章 支部</p> <p>(支部の設置及び所掌地域)</p> <p>第17条 この法人の運営を円滑かつ効果的にするために必要な地域に支部を設置する。</p> <p>(支部の事業)</p> <p>第18条 支部は次のことを行うものとする。</p> <p>一 定款第4条に定めるこの法人の事業活動</p> <p>二 その他、支部が必要とする事業活動</p> <p>(支部の設立等)</p> <p>第19条 支部の設立は、所掌地域の会員(定款第5条第</p>	
---	---	--

<p>1 項第 1 号及び第 2 号に基づく会員。) 3 社以上で申請するものとする。</p> <p>2 設立発起人は、設立趣意に関する書類を付して、会長に設立の申請をするものとする。</p> <p>3 会長は、前項の設立申請があったときは、理事会の承認を得てこの法人の総会に諮るものとする。</p> <p>4 支部は、前項の総会の議決をもって設立するものとする。</p> <p>(支部会員)</p> <p>第 20 条 会員は、本社所在の地域の支部に所属するものとする。ただし、会長が特に認めた場合は、本社所在の地域の支部に代わって、本社所在地域以外の支部に所属することができる。</p> <p>2 支部を構成する会員は、その地域に本社を有する会員及びその地域内にある会員の支店、営業所等とする。</p> <p>(支部長の選任)</p> <p>第 21 条 支部長は、支部総会で支部長候補者として選出し、理事会の議決により選任する。</p> <p>2 支部長は、支部に関する会務を統轄するものとする。</p> <p>(支部の運営)</p> <p>第 22 条 支部の運営は、この法人の運営に準拠して行う。</p> <p>2 支部における規則等は、この法人の定款及びこの規程に準拠して作成し、支部総会の議決を得て、理事会の承認を得るものとする。</p> <p>(支部による地域活性化事業)</p> <p>第 23 条 支部は、定款第 4 条に基づく事業を予算の範囲内において、地域活性化事業として実施することができる。この場合、理事会の承認を得て経費を助成する。</p> <p>(会 議)</p> <p>第 24 条 <u>委員会ならびに</u>支部の連携を図るため、支部連絡会議を開催するものとする。</p> <p>(報告・承認事項)</p> <p>第 25 条 支部長は、この規程で定めるもの及びその他諸</p>	<p>1 項第 1 号及び第 2 号に基づく会員。) 3 社以上で申請するものとする。</p> <p>2 設立発起人は、設立趣意に関する書類を付して、会長に設立の申請をするものとする。</p> <p>3 会長は、前項の設立申請があったときは、理事会の承認を得てこの法人の総会に諮るものとする。</p> <p>4 支部は、前項の総会の議決をもって設立するものとする。</p> <p>(支部会員)</p> <p>第 20 条 会員は、本社所在の地域の支部に所属するものとする。ただし、会長が特に認めた場合は、本社所在の地域の支部に代わって、本社所在地域以外の支部に所属することができる。</p> <p>2 支部を構成する会員は、その地域に本社を有する会員及びその地域内にある会員の支店、営業所等とする。</p> <p>(支部長の選任)</p> <p>第 21 条 支部長は、支部総会で支部長候補者として選出し、理事会の議決により選任する。</p> <p>2 支部長は、支部に関する会務を統轄するものとする。</p> <p>(支部の運営)</p> <p>第 22 条 支部の運営は、この法人の運営に準拠して行う。</p> <p>2 支部における規則等は、この法人の定款及びこの規程に準拠して作成し、支部総会の議決を得て、理事会の承認を得るものとする。</p> <p>(支部による地域活性化事業)</p> <p>第 23 条 支部は、定款第 4 条に基づく事業を予算の範囲内において、地域活性化事業として実施することができる。この場合、理事会の承認を得て経費を助成する。</p> <p>(会 議)</p> <p>第 24 条 支部の連携を図るため、支部連絡会議を開催するものとする。</p> <p>(報告・承認事項)</p> <p>第 25 条 支部長は、この規程で定めるもの及びその他諸</p>	<p>・実態に合わせ、委員会を削除</p>
--	--	-----------------------

規程に定めるもののほか、次の事項については、会長に提出するものとする。

- 一 支部会員及び役員の異動
- 二 支部の事業計画及び予算書については、毎事業年度の開始1ヶ月前までに支部長が作成し、理事会の承認を得なければならない。
- 三 支部の事業報告及び決算については、毎事業年度の終了後30日以内に支部長が作成し、理事会の承認の後、総会の議決を得なければならない。

#### 第7章 補 則

(委 任)

第26条 この規程に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、会長が理事会の議決を経て、別に定める。

付 則

この規程は、昭和60年4月1日から施行する。

この規程の一部改正は、昭和61年6月1日から施行する。

この規程の一部改正は、平成2年6月1日から施行する。

この規程の一部改正は、平成12年6月1日から施行する。

この規程の一部改正は、平成14年5月24日から施行する。

この規程の一部改正は、平成17年4月1日から施行する。

(平成17年5月20日総会議決)

この規程の一部改正は、平成24年4月1日から施行する。

(平成24年5月30日総会議決)

この規程の一部改正は、平成25年4月1日から施行する。

(平成25年5月30日総会議決)

この規程の一部改正は、平成26年4月1日から施行する。

(平成26年5月29日総会決議)

この規程の一部改正は、平成27年4月1日から施行する。

規程に定めるもののほか、次の事項については、会長に提出するものとする。

- 一 支部会員及び役員の異動
- 二 支部の事業計画及び予算書については、毎事業年度の開始1ヶ月前までに支部長が作成し、理事会の承認を得なければならない。
- 三 支部の事業報告及び決算については、毎事業年度の終了後30日以内に支部長が作成し、理事会の承認の後、総会の議決を得なければならない。

#### 第7章 補 則

(委 任)

第26条 この規程に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、会長が理事会の議決を経て、別に定める。

付 則

この規程は、昭和60年4月1日から施行する。

この規程の一部改正は、昭和61年6月1日から施行する。

この規程の一部改正は、平成2年6月1日から施行する。

この規程の一部改正は、平成12年6月1日から施行する。

この規程の一部改正は、平成14年5月24日から施行する。

この規程の一部改正は、平成17年4月1日から施行する。

(平成17年5月20日総会議決)

この規程の一部改正は、平成24年4月1日から施行する。

(平成24年5月30日総会議決)

この規程の一部改正は、平成25年4月1日から施行する。

(平成25年5月30日総会議決)

この規程の一部改正は、平成26年4月1日から施行する。

(平成26年5月29日総会決議)

この規程の一部改正は、平成27年4月1日から施行する。

(平成 27 年 5 月 28 日総会決議)

この規程の一部改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 28 年 5 月 27 日総会決議)

この規程の一部改正は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

(平成 30 年 5 月 30 日総会決議)

別記 1

(第 17 条関係)

支部	所掌地域
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野
中部	岐阜、静岡、愛知、三重、富山、石川
関西	福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

(平成 27 年 5 月 28 日総会決議)

この規程の一部改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 28 年 5 月 27 日総会決議)

この規程の一部改正は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

(平成 30 年 5 月 30 日総会決議)

この規程の一部改正は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

(令和 2 年 5 月 29 日総会決議)

別記 1

(第 17 条関係)

支部	所掌地域
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野
中部	岐阜、静岡、愛知、三重、富山、石川
関西	福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

・ 追記

・ 修正なし

(第7条第2項関係)

<一般社団法人ランドスケープコンサルタンツ協会業務倫理要綱>

一般社団法人ランドスケープコンサルタンツ協会の会員は、その使命、社会的地位及び職責を自覚し、本要綱の実践に努めなければならない。

(品位の保持)

1. 会員は、絶えず技術の向上と品位の保持に努め、常に技術的確信を持って業務に当たるとともに、強い責任感を持って、職務完遂を期さなければならない。

(専門技術の権威)

2. 会員は、常に技術的良心に基づいて行動し、自己の専門範囲外の業務を引き受けたり、確信のない業務に携わってはならない。

(身分の中立性)

3. 会員は、ランドスケープコンサルタントとして自己の身分の中立を保持することに努めなければならない。

(明確なる契約)

4. 会員が業務を引き受けるときは、依頼者との間に明確な契約を行い、しかる後に業務に着手し、職務遂行上、依頼者との間に紛糾を生ずることがないようにしなければならない。

(秘密の保持)

5. 会員は、常に依頼者の正常な利益を擁護する立場を堅持し、業務上知り得た秘密を他に漏らし又は著作権を侵害してはならない。

(不当競争)

6. 会員は、同業者の名誉を傷つけあるいは業務を妨げるようなことをしてはならない。

7. 会員は、報酬の不当な引き下げなどによって同業者と業務の引き受けを争ってはならない。

削除

<一般社団法人ランドスケープコンサルタンツ協会業務倫理要綱>

一般社団法人ランドスケープコンサルタンツ協会の会員は、その使命、社会的地位及び職責を自覚し、本要綱の実践に努めなければならない。

(品位の保持)

1. 会員は、絶えず技術の向上と品位の保持に努め、常に技術的確信を持って業務に当たるとともに、強い責任感を持って、職務完遂を期さなければならない。

(専門技術の権威)

2. 会員は、常に技術的良心に基づいて行動し、自己の専門範囲外の業務を引き受けたり、確信のない業務に携わってはならない。

(身分の中立性)

3. 会員は、ランドスケープコンサルタントとして自己の身分の中立を保持することに努めなければならない。

(明確なる契約)

4. 会員が業務を引き受けるときは、依頼者との間に明確な契約を行い、しかる後に業務に着手し、職務遂行上、依頼者との間に紛糾を生ずることがないようにしなければならない。

(秘密の保持)

5. 会員は、常に依頼者の正常な利益を擁護する立場を堅持し、業務上知り得た秘密を他に漏らし又は著作権を侵害してはならない。

(不当競争)

6. 会員は、同業者の名誉を傷つけあるいは業務を妨げるようなことをしてはならない。

7. 会員は、報酬の不当な引き下げなどによって同業者と業務の引き受けを争ってはならない。

- ・本規程から独立した要綱とする
- ・全文修正なし

<p>(広告の制限)</p> <p>8. 会員は、自己の専門範囲以外にわたる事項を表示したり、広告してはならない。 また、誇大にわたる広告をしてはならない。</p> <p>(他の専門分野との協力)</p> <p>9. 会員は、依頼者の利益に役立つときは、進んで他の専門家あるいは特殊技術者と協力することに努めなければならない。</p>	<p>(広告の制限)</p> <p>8. 会員は、自己の専門範囲以外にわたる事項を表示したり、広告してはならない。 また、誇大にわたる広告をしてはならない。</p> <p>(他の専門分野との協力)</p> <p>9. 会員は、依頼者の利益に役立つときは、進んで他の専門家あるいは特殊技術者と協力することに努めなければならない。</p>	
---	---	--

## 第4号議案

# 会費徴収規程の改正に関する件

会費については算定基準の見直しの検討が必要であり、本年度の重要課題となるが、準会員制度を廃止することに関連した表現等の記述を見直した。

### 会費徴収規程改正の主な内容

- 1) 第1条（入会金）
  - ・ 特別会員には本規程を適用しない旨について3項を新たに起こし、明確に記述。
- 2) 第2条（会費）
  - ・ 準会員制度廃止に伴う改正
  - ・ 2項の法人準会員、個人準会員を削除。
  - ・ 3項は、この項だけ定款の条項を引用しているため、他の項と合わせて修正。
  - ・ 4項は、造園→ランドスケープに表現修正。表現を明確化。
- 3) 第6条（年度途中入会） 新規追加
  - ・ 正・準会員資格審査内規の付則1の記載を会費徴収規程の第6条へ一部修正して移行。
- 4) 第6条の別記の3表（平等割会費額、職員数割会費算定基準、地域活動会費額）
  - ・ 同表に記述されている準会員に関わる表記を削除。

現行会費徴収規程	改正案	改正内容及び根拠
<p>(入会金)</p> <p>第1条 入会金は、会員の種別を問わず一律 10,000 円とする。</p> <p>2 入会金の納入確認をもって、会員としての効力を発するものとする。</p> <p>(会費)</p> <p>第2条 通常会費は、これを平等割会費と職員数割会費、並びに地域活動会費に区分する。</p> <p>2 平等割会費は、正会員に対し年額 240,000 円、<u>法人準会員及び法人・団体賛助会員</u>に対し年額 180,000 円、<u>個人準会員</u>に対し 30,000 円、及び個人賛助会員に対し年額 10,000 円を賦課するものとする。</p> <p>3 <u>定款第5条第1号及び第2号の法人会員</u>については、<u>前項のほか更に、別に定める基準に基づき算定された職員数割会費を賦課するものとする。</u></p> <p>4 前項の職員数割会費の算定に用いる職員数は協会に毎年度報告された職員名簿のうち、<u>造園部門</u>の技術職員数を基準とする。ただし、<u>造園部門に区分されていないものについては、別途協議の上、理事会の議決を経て、これを決定するものとする。</u></p> <p>5 前項に規定する職員数の基準日は、直近1月1日現在の在籍数によるものとする。</p> <p>6 地域活動会費額は、別に定める金額とする。</p> <p>(職員数の下限)</p> <p>第3条 前条第4項に基づく職員数が10名未満の会員については、職員数割を免除するものとする。</p>	<p>(入会金)</p> <p>第1条 入会金は、会員の種別を問わず一律 10,000 円とする。</p> <p>2 入会金の納入確認をもって、会員としての効力を発するものとする。</p> <p><b>3 前二項の規定は、特別会員には適用しない。</b></p> <p>(会費)</p> <p>第2条 通常会費は、これを平等割会費と職員数割会費、並びに地域活動会費に区分する。</p> <p>2 平等割会費は、正会員に対し年額 240,000 円、法人・団体賛助会員に対し年額 180,000 円、及び個人賛助会員に対し年額 10,000 円を賦課するものとする。</p> <p>3 <b>前項に定めるほか、法人の正会員については、別に定める基準に基づき算定された職員数割会費を賦課するものとする。</b></p> <p>4 前項の職員数割会費の算定に用いる職員数は<b>本協会</b>に毎年度報告された職員名簿のうち、<b>ランドスケープコンサルタント業務に携わる部署</b>（以下「ランドスケープ部門」という。）の技術職員数を基準とする。ただし、<b>ランドスケープ部門が他の部署と区分されていない場合</b>にあっては、別途協議の上、理事会の議決を経て、これを決定するものとする。</p> <p>5 前項に規定する職員数の基準日は、直近1月1日現在の在籍数によるものとする。</p> <p>6 地域活動会費額は、別に定める金額とする。</p> <p>(職員数の下限)</p> <p>第3条 前条第4項に基づく職員数が10名未満の会員については、職員数割を免除するものとする。</p>	<p>・特別会員には適用しない旨を3項で記述</p> <p>・準会員の廃止に拠る</p> <p>・定款第5条～は正会員のことなので正会員と記述</p> <p>・造園→ランドスケープ</p> <p>・丁寧に記述</p>



<p>(納入期日) 第4条 第2条の通常会費は、毎年当該年度分を6月末までに納入しなければならない。ただし、会長が必要と認めたときは、これを分納することができる。</p> <p>(特別会費) 第5条 特別会費の額及び納入期日は、理事会の議決を経て、これを決定するものとする。</p> <p>附 則 1. この規程は、社団法人日本造園コンサルタント協会設立許可のあった日から施行する。 1. この規程は、昭和63年4月1日から施行する。(昭和63年5月24日総会議決) 1. この規程は、平成12年4月1日から施行する。(平成12年5月26日総会議決) ただし、算定基準については、平成13年度会費徴収より適用する。 1. この規程は、平成13年5月15日から施行する。(平成13年5月15日総会議決) 1. この規程は、平成17年4月1日から施行する。(平成17年5月20日総会議決) 1. この規程は、平成22年4月1日から施行する。(平成22年5月26日総会議決) 1. この規程は、平成25年4月1日から施行する。(平成25年5月30日総会議決)</p>	<p>(納入期日) 第4条 第2条の通常会費は、毎年当該年度分を6月末までに納入しなければならない。ただし、会長が必要と認めたときは、これを分納することができる。</p> <p>(特別会費) 第5条 特別会費の額及び納入期日は、理事会の議決を経て、これを決定するものとする。</p> <p>(年度途中入会会費) 第6条 年度途中の入会者に対する会費の徴収は、4月から9月までの入会者は年額、これを超えた入会者については月割り計算とし、入会の月分から徴収する。</p> <p>附 則 1. この規程は、社団法人日本造園コンサルタント協会設立許可のあった日から施行する。 1. この規程は、昭和63年4月1日から施行する。(昭和63年5月24日総会議決) 1. この規程は、平成12年4月1日から施行する。(平成12年5月26日総会議決) ただし、算定基準については、平成13年度会費徴収より適用する。 1. この規程は、平成13年5月15日から施行する。(平成13年5月15日総会議決) 1. この規程は、平成17年4月1日から施行する。(平成17年5月20日総会議決) 1. この規程は、平成22年4月1日から施行する。(平成22年5月26日総会議決) 1. この規程は、平成25年4月1日から施行する。(平成25年5月30日総会議決) 1. この規程は、令和2年6月1日から施行する。(令和2年5月29日総会議決)</p>	<p>・従来、正・準会員資格審査内規の付則1に記載されていたので、本規程に移行して明記</p> <p>・追記</p>
--	--	--

## 別記2条関係

## 平等割会費額（年額）

正会員	法人準会員 法人・団体賛 助会員	個人準会員	個人賛助会員
240,000円	180,000円	30,000円	10,000円

## 職員数割会費算定基準

職員数	会費（年額）
10名未満	0円
10名を超えるもの	2,500円/人

## 地域活動会費額（年額）

該当地域	会費（年額）	
	正会員・準会員	賛助会員
北海道支部	20,000円	20,000円
東北支部	20,000円	20,000円
関東支部	20,000円	20,000円
中部支部	50,000円	50,000円
関西支部	30,000円	50,000円
九州支部	27,500円	27,500円

## 別記2条関係

## 平等割会費額（年額）

正会員	法人・団体賛助 会員	個人賛助会員
240,000円	180,000円	10,000円

## 職員数割会費算定基準

職員数	会費（年額）
10名未満	0円
10名を超えるもの	2,500円/人

## 地域活動会費額（年額）

該当地域	会費（年額）	
	正会員	賛助会員
北海道支部	20,000円	20,000円
東北支部	20,000円	20,000円
関東支部	20,000円	20,000円
中部支部	50,000円	50,000円
関西支部	30,000円	50,000円
九州支部	27,500円	27,500円

・ 準会員関係記載を削除

## 第6号議案

# 準会員の暫定措置に関する件

当協会定款の変更並びに諸規程の改正に伴う準会員制度の廃止により、在籍している現行準会員7社については、以下の暫定措置を適用する。

### 記

#### 一. 会員資格

現行準会員については、2021年3月31日までの間、暫定的に正会員としての資格を有する。

但し、定款第18条に規定する議決権は、同日までの間、行使できないものとする。

#### 二. 会 費

現行準会員については、2020年度における年会費に限り改正前の会費徴収規程(平成25年4月1日施行)を適用する。会費の平等割は年額180,000円を賦課する。

#### 【定款】(抄)

(議決権)

第18条 正会員は各1個の議決権を有する。

#### 【会費徴収規程】(平成25年4月1日施行)(抄)

(会 費)

第2条 通常会費は、これを平等割会費と職員数割会費、並びに地域活動会費に区分する。

2 平等割会費は、正会員に対し年額240,000円、法人準会員及び法人・団体賛助会員に対し年額180,000円、個人準会員に対し30,000円、及び個人賛助会員に対し年額10,000円を賦課するものとする。

3 定款第5条第1号及び第2号の法人会員については、前項のほか更に、別に定める基準に基づき算定された職員数割会費を賦課するものとする。

4 前項の職員数割会費の算定に用いる職員数は協会に毎年度報告された職員名簿のうち、造園部門の技術職員数を基準とする。ただし、造園部門に区分されていないものについては、別途協議の上、理事会の議決を経て、これを決定するものとする。

5 前項に規定する職員数の基準日は、直近1月1日現在の在籍数によるものとする。

6 地域活動会費額は、別に定める金額とする。

平等割会費額（年額）

正会員	法人準会員 法人・団体賛助会員	個人準会員	個人賛助会員
240,000 円	180,000 円	30,000 円	10,000 円

職員数割会費算定基準

職 員 数	会 費（年額）
10 名未満	0 円
10 名を超えるもの	2,500 円／人

第6号議案

## 理事及び監事の選任に関する件



# 2019年度 事業報告

(2019年4月1日～2020年3月31日)

成熟社会を迎えた我が国では、経済成長一辺倒ではなく、自然豊かで良好な環境で健康に暮らすことができる社会を求めるパラダイムシフトが起きている。また、人口減少や少子高齢化に伴う土地利用の変化、気候変動による災害リスクの増大、更には地球環境問題への対応といった課題解決が求められており、自然環境が持つ多様な機能を賢く利用して、みどり豊かな生活空間を形成するグリーンインフラの取組みを通じて、持続可能で魅力ある国土・地域づくりを進めることが重要である。

一般社団法人ランドスケープコンサルタンツ協会（以下、CLAという）は、こうした社会の要請に対して、身近にある公園緑地を活かしたランドスケープからのライフスタイルの提案や、政策提案集団として地域の状況を踏まえた活動の展開を目指して、関連する他団体との連携の強化、北京園芸博覧会の視察旅行の実施、会員制度の見直し、等を含めた以下に示す各種事業を行った。

また、発注機関に対し、CLAならびに会員各位の技術力を発揮できる環境をアピールしたことにより、横浜市環境創造局からの「旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会を見据えた公園基本計画検討業務」をはじめとする各種調査業務を受注したことで大きな成果を上げた。

## 1. 総務委員会

### (1) 社会への訴求・組織の見直し

- ・全委員による「合同委員会」の開催
- ・定款等の見直しと、改正案の総会への提示の準備
- ・RLA資格認定試験管理システム構築に必要な仕様の検討、及び当該システムの構築
- ・事務局員の新規採用等についての検討
- ・CLAならびに会員各位の技術力を訴求したことによる、受託業務の増加  
(受託業務一覧については、79～80頁参照)

### (2) 関連団体との連携

- ・関連団体で構成する「造園・環境緑化産業振興会」\*(1)の「女性活躍を広げる造園・環境緑化産業界の役割」と題する交流会に参加した。
- ・「知的生産者の公共調達に関する法整備連絡協議会」に参画し、知的財産を守る法律改正・制定などについての協議に参加した。

・国土交通省やUR都市再生機構など、発注機関と意見交換会を行った。

## 2. 国際委員会

総務委員会との連携により、国土交通省が実施している「海外日本庭園の保全・修復」ならびに「北京園芸博日本庭園展示」に関する検討会に委員を派遣した。

また、「北京国際園芸博覧会 2019 視察ツアー」を実施し、総勢 29 名で「ジャパンデー・フェスティバル・セレモニー」への参加の他、中国風景園林学会訪問や精華大学で開催された「日中合同記念講演会」の聴講などを行った。

## 3. 業務委員会

### (1) 発注機関への会員活用の働きかけ

発注機関に向け報酬積算ガイドライン、CLA journal 等の配布、造園技術職員向けの講習会や意見交換会の実施等、CLA及び会員のアピール等を行い、業務受注の促進を図る活動を行った。

### (2) 「標準業務・報酬積算ガイドライン令和元年度版」等の発行・検討

「2019 年度版 ランドスケープコンサルタント業務における標準業務・報酬積算ガイドライン」を発行した。

### (3) CLA白書(年次報告書)の作成

会員の現状を正確に把握するため、会員から提出された経営状況や業務内容等のデータ整理を行い、「CLA白書 2018 年度版」を発行した。今後さらに白書を充実させるため、アンケート内容の検討を行った。

## 4. 技術委員会

### (1) ビジョンセミナーの開催

UR都市再生機構、CLA、全国1級造園施工管理技士の会（以下、一造会という）と協働して「第4回若手造園技術者交流会～持続可能な住宅地づくりで造園ができること～」を開催し、3団体による現地見学会と意見交換会を行った。

### (2) 技術セミナーの開催

CLA賛助会員の技術を紹介する「仕事に活かす遊具等の新技術」を開催し、賛助会員2社の方から実践的な技術の紹介とデモシステムの実演等を行った。

### (3) CLA賞の運営

CLA賞選考の準備及び一造会との共催による「合同表彰式・発表会」を開催した。なお、本事業は、一造会との共同会場となった北海道、東北、関西、九州支部にWeb配信を行った。

### (4) 研修会・講習会等の検討

広報委員会と協働し、造園CPDプログラムの認定を受けた上記研修会・講習



会等を企画検討し、分担して運営を行った。また、Web配信による各支部及び関連団体との連携促進を図るために、「Web研修・会議マニュアル」の更新について検討し、実際に運用した。

また、C L A賞等の合同表彰式・発表会の開催場所及びC L A賞選考の視点等の見直しを検討した。

#### (5) 関連団体との連携

U R都市再生機構や一造会と連携し、上記研修会・講習会を開催した。また、「一造会技術発表会」について、企画等に協力した。

### 5. R L A資格制度運営委員会

#### (1) R L A資格制度の適正かつ円滑なマネジメント

R L A資格制度全般に関わる総合管理委員会、そして試験問題の内容検討を行う検定委員会と合否判定を行う試験統括委員会の3つの委員会を軸に、問題作成・試験実施・解答の採点に関わる3つの分科会の運営を計画どおり適正に行った。

#### (2) 資格の普及と資格保有者の増大

公的認証を受けたR L A資格が、発注機関に周知・採用されるように、各委員会と連携してP R活動を行った。また、各造園関連大学での資格説明会を積極的に開催するとともに、新たに追加した札幌会場についても引続き実施した。

#### (3) R L A資格制度の一部見直し

R L A資格制度の受験資格に関連して、大学等の学科名変更への対応や、指定学科に関する指定基準等の考え方を検討し、関連した学科へのアンケート調査等を実施した。

#### (4) 関連団体との連携

J L A Uをはじめとした関連団体と連携し、資格P Rセミナーを開催するなどの他、R L A資格の国際相互認証に向けた協議を行った。

#### (5) 造園C P D制度の普及

技術委員会と連携して、R L Aの登録更新要件となる造園C P D制度の普及を図るためのセミナーを開催した。

### 6. 広報委員会

#### (1) 広報誌「C L A journal」No.180の企画・発行

2019年C L A賞受賞作品の紹介及び「地域の課題解決に取り組むランドスケープ」と題した特集ページ、会員名簿等を掲載したC L A journalを発行し、関係機関・教育機関・関連団体への配布を行った。また、「ひろげよう 育てよう みどりの都市」全国大会においてもC L A journalを配布し、C L AのP Rを行った。

## (2) ホームページの運営

各委員会と連携したセミナー等の情報発信及びC L A関連の情報を速やかに伝えられるよう、また、パンフレット等のP Rツールをダウンロードできるようにし、ホームページの更新と充実に努めた。

## (3) 研修会・講習会開催の支援

技術委員会と北海道支部・東北支部と連携して、「復興事業におけるランドスケープの取り組み」について東日本大地震被災地の復興事業視察を実施した。また、技術委員会と関東支部と連携して、「公園の新たな可能性と未来を語ろう」と題した第1回ランドスケープ・フォーラム in 千葉を開催した。

## (4) 支部広報活動の支援

各支部の活動の紹介と、支部広報誌及びホームページの支援を行った。

## 7. 2020 東京五輪特別委員会

2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシーにつながる「スポーツ環境の新しい価値創出に向けて」と題するセミナーを開催し、スポーツ庁の技官から「スポーツ施設のストックマネジメントに対する最新情報」を、(公財)日本障がい者スポーツ協会の方から「障がい者が気軽にスポーツを楽しめる環境づくり」について講演いただき、その記録集を取りまとめた。

## 8. 2025 大阪・関西万博特別委員会

「2025 大阪・関西万博ランドスケープデザインコンペ いのち輝く 2025 万博会場の風景デザイン」を実施し、8個人、15グループの応募の中から、厳正なる審査の結果、最優秀1点、優秀2点、佳作3点を選出した。

## 9. ランドスケープ経営研究会（略称 L B A）

研究会の活動は実質2年目となり、さまざまな事業活動を積み重ねてきたが、設立当初のミッションの達成には至らなかった。中心となる部会活動も本格化した。が、諸所の事情により活動の方向性を変更せざるを得ず、具体の成果はみられなかった。

具体的な活動としては、総会時に行った講演会、部会活動の報告展開及び今後の活動についてのワークショップを1回、特別企画セミナーを1回開催した。その他、情報発信としてメールマガジンの発行、P R活動の一つとして、日経B P（新・公民連携最前線）にコラムを4回連載した。

また、これら活動の運営に関わる幹事会を計7回開催、部会を指導する研究統括委員会を1回、全体を統括する総務WGを5回開催した。

## 10. 支部活動

### (1) 北海道支部

発注機関や関連団体と連携したシンポジウムや勉強会、意見交換会などの活動を継続して行った。また、R L A資格認定試験を昨年に続いて札幌で実施したため、資格制度の広報と試験対策セミナー等の啓発活動を行い、そして試験の実施をR L A資格制度運営委員会と連携して行った。

### (2) 東北支部

復興事業への提案、インバウンド対策、関連団体との連携等に努めるとともに、C L Aの広報活動を積極的に行い、会員の活動拡充を行った。

### (3) 関東支部

本部と連携しつつ、支部活動の充実を図った。特に、東京都の公園緑地部との意見交換を開催するとともに、東京都の職員研修会に講師を派遣するなど、発注者との交流拡大に努めた。また、「日比谷公園ガーデニングショー」への支援や「全国都市緑化信州フェア」の見学会等を実施した。

### (4) 中部支部

中部地整や愛知県・名古屋市などの発注機関との意見交換会を開催するとともに、関連団体との連携によるボランティア活動やセミナーの開催を実施した。また、こうした活動を通じて支部組織や支部広報の充実に努めた。

### (5) 関西支部

大阪府、(公財)国際花と緑の博覧会記念協会との共催による「みどりのまちづくり賞」及び「おおさか都市緑化フェア」を継続し、支部広報誌「ランドスケープカンサイ」の発行等による広報活動、技術講習会やJ L A Uとの共催による庭園文化セミナー(街角サロン)等の開催、本部開催のセミナー等のサテライト開催を行った。また、2025 大阪・関西万博特別委員会の活動支援を行った。

### (6) 九州支部

関連団体との交流や活動協力と、発注機関が主催する行事や調査研究等への参加協力を行った。また、ホームページ等を活用した広報活動を行うとともに、九州ランドスケープセミナーを逐次開催し、技術研修支援や支部会員の交流を行った。

### (参 考) (\*1) 「造園・環境緑化産業振興会」

構成団体 一般社団法人日本造園建設業協会  
一般社団法人日本造園組合連合会  
一般社団法人日本植木協会  
一般社団法人日本公園施設業協会  
一般社団法人日本運動施設建設業協会  
一般社団法人ランドスケープコンサルタンツ協会

## 附属明細書

令和元年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

令和2年5月

一般社団法人ランドスケープコンサルタンツ協会

## 令和2年度 事業計画

(2020年4月1日～2021年3月31日)

一般社団法人ランドスケープコンサルタンツ協会（以下、CLAという）は、人口減少や少子高齢化、異常気象による災害、地球環境問題への対応など、より良い未来の社会を実現するために、ランドスケープの技術を活かして、積極的に貢献していく。先人の方々から受け継いだ技術を磨き、未来の実現に関わっている実感を若い技術者たちにも感じてもらい、新しい領域にもチャレンジする。

登録ランドスケープアーキテクト資格制度（以下、RLAという）は、中国や韓国などの近隣諸外国から注目を浴びており、また、Park-PFI事業は全国各地で動き始め、ウォークアブルな街づくり、都市農地や空き地の活用、身近な公園の運営管理、グリーンインフラの実装など、社会の課題を解決し暮らしを豊かにするランドスケープの技術は、他のプロフェッションからも支持を得て、活躍の場を広げて展開するチャンスである。

CLAは令和2年度において、こうした私たちの職能を社会に訴求し、みどりの総合コンサルタントとして、業務領域の拡大に向けて次のことを重点的に進める。

### ① 社会への訴求

みどりとオープンスペースの価値と役割を積極的に広く社会にアピールし、そこに携わる技術の活用を場を発信する。

### ② 関連団体との連携の強化

会員相互の連携はもとより、関連団体や異業種間の交流をより一層進めることにより、新たな領域を切り開いていく。

### ③ 組織の強化と会員サービスの向上

昨年度に引き継ぎ、組織ならびに事務局の改革を進めて、会員サービスの強化に努める。

## 1. 総務委員会

### (1) 連携の推進

支部との連携や賛助会員と正会員との連携を具体的に進める。また、ランドスケープイニシアティブ推進に関わる各種団体との連携を深める。これにより国際的事業の推進・各種事業実施の際の連携などを進める。

### (2) 受注の推進

業務委員会と連携し、かつ各委員会と協働してCLAの受注活動を推進し、会員が活躍できる機会を増加させる。

### (3) 事務局業務の支援

会費制度を抜本的に見直す。新たな人材登用も含めた検討を行う。会議室の利用方法なども含めた日常的な会の運営方法などを見直す。

## 2. 国際委員会

総務委員会との連携により、I F L A (国際造園家会議)の日本事務局となっている一般社団法人ランドスケープアーキテクト連盟(以下、J L A Uという)と協働して、2021年I F L A - A P R大会日本開催へ向けた準備を進めるとともに、World Urban Parks 本部(以下、W U Pという)及びW U P ジャパンの事業や取組み等との連携を進める。

## 3. 業務委員会

### (1) 発注機関への会員活用の働きかけ

報酬積算ガイドライン、会員名簿、C L A journal 等のさまざまなツールを用い、発注機関にランドスケープコンサルタント業務が専門であるC L A会員をアピールすると共に、業務受注が拡張されるような活動を行う。

### (2) 「2020年度版 ランドスケープコンサルタント業務における標準業務・報酬積算ガイドライン」「2020年度会員名簿」の発行・検討

本資料は、ランドスケープコンサルタント業務の積算について多くの発注機関に活用されており、毎年、入手を希望する発注者からの問い合わせも増加している。本年度から、公表されている技術者単価についても掲載し発行する。

また、「都市公園安心・安全対策に関する調査・計画 -公園施設長寿命化計画と公園再生計画- 標準業務仕様書・標準業務報酬積算ガイドライン」「緑の基本計画」等について、改善等の検討を行う。

### (3) C L A白書(年次報告書)の作成

会員の現状を正確に把握し広報するため、会員から提出された経営状況や業務内容等のデータ整理を行い、「C L A白書 2019年度版」を発行する。なお、本年度は外部へ発信できるような白書として取りまとめる。

### (4) 会員名簿の発行

会員の主な業務経歴、会社の特色、造園関連部門有資格者などを記載した「会員名簿」の発行を引き続き行うとともにスマートフォンでの活用を検討する。また、関連して、e-P L Aについては、登録業務実績にばらつきがあるので、各社の登録更新時に内容精査等について依頼する。

### (5) セミナーの開催

会員向けセミナーとして、働き方改革、若手、外国人、女性等の技術者確保育成等のセミナーを企画・開催する。

## 4. 技術委員会

### (1) ビジョンセミナーの開催

C L Aの今後の活動に関わるテーマ・動向などや、レジェンドの知見を学ぶセミナーを開催する。セミナーは Web により各支部に配信し、支部会員のC P D単位取得を支援する。

また、若手を中心とする事業・設計・施工・管理などの多様な立場の技術者が交流を行いながら研鑽を積むセミナーを開催する。

### (2) 技術セミナーの開催

C L Aの活動を支援していただいている賛助会員を中心とした、各方面の多様な造園技術を会員などに広く伝えるセミナーを開催する。

### (3) C L A賞の運営と連携の推進

前年度の検討を踏まえてC L A賞の事業を運営し、関連他団体との連携による発表の場を設ける取組みを引き続き推進するとともに、C L A賞を若い世代にもP Rするために、多くの会員の参加及び学生の参加を促進する発表会を検討し実施する。

### (4) 関連団体との連携

関連団体との協働及び広報委員会、支部等と協力しながら、前述の研修会・講習会等の企画・運営を行う。

### (5) Web 配信の充実

支部や関連団体と連携し、前述の研修会・講習会等のWeb 配信の充実を図る。

## 5. R L A資格制度運営委員会

### (1) R L A資格制度の適正かつ円滑なマネジメントの推進

R L A資格制度は、重要事項を審議する総合管理委員会をはじめ、試験問題の作成や試験の実施・解答の採点・合否判定等に関わる多くの委員会・分科会で構成されるため、制度のより適正・円滑なマネジメントの推進に向けて、運営主体であるR L A資格制度運営委員会の機能強化を図る。

資格試験については、R L Aが国の認定資格であることを踏まえ、一定以上の知識・技術・能力の水準を持つ者を適正に評価できる問題を作成し、試験を実施する。

### (2) R L A資格制度の普及と資格保有者の増大

R L A資格制度の普及や資格保有者の有効活用に向けて、行政機関・企業・大学での説明会やパンフレットの配布等のP R活動を積極的に展開する。合わせて、R L A及びR L A補の受験者・資格保有者の増大と、ランドスケープアーキテクトの社会的地位の向上につながる取り組みを行う。

(3) R L A資格制度の一部見直し

R L A及びR L A補の受験資格に関する大学等の指定学科の指定方法等について、関係する大学等へのアンケート調査を実施し、関連する制度の一部見直しを行う。

(4) 関連団体との連携

J L A Uをはじめ関連団体と連携して、R L A資格試験の受験対策セミナーを開催する他、R L A資格の国際相互承認に向けた取り組みを推進する。

(5) 造園C P D制度の普及啓発

R L A資格の登録更新要件としている造園C P D制度について、資格保有者への浸透を図るためのセミナーを開催し、その普及を図る。

## 6. 広報委員会

(1) 広報誌「C L A journal」No.181の企画・発行

C L A賞受賞作品と「まちづくりの核となるランドスケープ」を特集するとともに、各支部の活動報告なども含めて発行する。

(2) ホームページの運営

各委員会の活動や情報及びランドスケープ経営研究会等のC L A関連のさまざまな最新情報を迅速に伝えられるよう、ホームページの充実に努める。

(3) 研修会・講習会開催の支援

技術委員会と各支部と連携して、最新のランドスケープ視察や、「第2回ランドスケープ・フォーラム」を開催する。

(4) 支部広報活動の支援

支部活動の紹介や支部広報誌・ホームページの企画等により、支部広報活動を支援する。

## 7. 2025 大阪・関西万博特別委員会

昨年度実施した「2025 大阪・関西万博ランドスケープデザインコンペ」の結果を踏まえ、引き続き本部と関西支部と連動して、ランドスケープの立場から2025大阪・関西万博へ提案を行うことで、万博を成功へ導くことを目的として、関連団体や学識者とも連携しつつ、活動する。

## 8. ランドスケープ経営研究会（略称：L B A）

L B Aは2年の当初設置期間を経過したが、掲げたミッション「新たな時代の緑とオープンスペースのビジネスモデルの構築」の達成に至ることはできず、設置期間を延長することになった。今年度は当初目標を再確認し、2年間の経験と反省のうえ、これまで行ってきた部会活動、フォーラムやセミナーといった研修・



交流活動、メルマガなど広報・情報発信活動を充実させ、より実践的な活動へとステップアップし、ミッションの達成に向け前進していく。またこれらの活動により、LBAのプレゼンスを向上させ、会員へのサービスに努めていく。

## 9. 支部活動

### (1) 北海道支部

関連団体と連携し、シンポジウムや勉強会などを通じて、関連技術の継承、業務領域の拡充などを意図した活動を継続する。また引き続き、RLA資格認定試験を札幌で実施し、そのための資格制度の広報と試験対策セミナー等の啓発活動を行う。合わせて、発注機関への会員企業の周知と地位向上を図る。

### (2) 東北支部

グリーンインフラの取組み、都市緑地法改正を受けた各種事業、インバウンドへの対応等について、関連団体と連携して事業領域の拡充を図るとともに、支部広報活動を積極的に行い、支部体制の充実を図る。

### (3) 関東支部

地の利を活かした本部との連携を維持しつつ、支部独自の特色と役割を探求し、その実現を図るために関連団体との連携を通じた支部活動の活性化に取組み、これにより社会要請等の情報収集、ならびに発注機関及び支部会員への情報発信と情報提供を強化し、支部会員及び支部賛助会員へのサービス向上に努める。

### (4) 中部支部

発注機関を始め、関連団体との情報交換や交流を進め、連携を強化する。また、こうした活動を通じて、会員の技術の向上、会員間の情報交換・交流・懇親等を図り、支部の活性化を図る。合わせて、2026年夏季アジア大会開催に向けた支援活動を強化する。

### (5) 関西支部

10回目を迎える「みどりのまちづくり賞（大阪ランドスケープ賞）」を、大阪府や(公財)国際花と緑の博覧会記念協会と共催すると共に、「おおさか都市緑化フェア」や「街角サロン」、各種技術講習会を開催し、広報誌「ランドスケープカンサイ」の発行等による広報活動、行政の新たな取組みに対する支援と要請等を行う。

### (6) 九州支部

関連団体との交流・活動協力と、発注機関が主催する行事や調査研究等への参加・協力を行う。また、「九州ランドスケープセミナー」や「福岡のランドスケープを頑張りたい人の同好会」の開催を行い、支部会員の交流と共に、広報活動を拡充する。

報告事項 3)

## 令和2年度 収支予算

### 令和2年度収支予算(正味財産増減計算書)案

令和2年4月1日～令和3年3月31日

(単位:円)

科目	当年度(A)	前年度(B)	増減(A)－(B)
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 受取入会金	110,000	10,000	100,000
② 受取会費	29,220,000	28,015,000	1,205,000
正会員	20,220,000	19,375,000	845,000
準会員	1,080,000	1,260,000	△ 180,000
賛助会員	7,920,000	7,380,000	540,000
③ 地域活動収益	6,608,740	6,172,075	436,665
地域活動会費	3,867,500	3,890,000	△ 22,500
地域活動事業収益	2,741,240	2,282,075	459,165
④ 一般事業収益	552,000	544,000	8,000
特別研修事業収益	0	0	0
広報活動収益	462,000	484,000	△ 22,000
研修会等事業収益	90,000	60,000	30,000
⑤ RLA事業収益	3,712,500	3,987,500	△ 275,000
認定試験事業収益	2,145,000	1,980,000	165,000
登録事業収益	1,567,500	2,007,500	△ 440,000
⑥ CLA賞事業収益	385,000	375,000	10,000
CLA賞審査手数料収益	160,000	150,000	10,000
CLA賞掲載料収益	225,000	225,000	0
⑦ 受託事業収益	36,300,000	6,180,000	30,120,000
研修受託収益	0	0	0
調査受託収益	36,300,000	6,180,000	30,120,000
⑧ LBA活動収益	9,528,400	6,987,067	2,541,333
LBA活動会費収益	4,028,400	3,994,800	33,600
LBA活動事業収益	5,300,000	2,792,267	2,507,733
LBA雑収益	200,000	200,000	0
⑨ 雑収益	1,208,360	1,003,958	204,402
特別会費受取会費	600,000	600,000	0
受取利息	5,000	5,000	0
雑収益	603,360	398,958	204,402
⑩ 積立預金取崩収益	0	0	0
経常収益計	87,625,000	53,274,600	34,350,400
(2) 経常費用			
① 事業費	65,740,955	37,549,542	28,191,413
会議・委員会費	3,599,900	3,489,400	110,500
地域活性化事業費	9,344,075	9,344,075	0
広報宣伝費	476,000	476,000	0
機関誌・資料等刊行費	2,540,000	1,540,000	1,000,000
技術研修費	684,000	684,000	0

調査研究費	100,000	100,000	0
国際交流費	80,000	80,000	0
RLA事業費	2,118,000	6,985,000	△ 4,867,000
CLA賞事業費	220,000	220,000	0
褒賞費	500,000	0	500,000
関連事業活動費	2,082,000	2,082,000	0
受託調査費	30,670,000	5,562,000	25,108,000
給料手当	4,000,000	0	4,000,000
LBA活動事業費	9,326,980	6,987,067	2,339,913
②管理費	21,884,045	19,823,458	2,060,587
役員報酬	0	0	0
給料手当	9,850,000	9,270,000	580,000
退職給付費用	460,000	140,000	320,000
福利厚生費	1,990,000	1,740,700	249,300
交際費	50,000	50,000	0
旅費交通費	816,500	623,500	193,000
通信運搬費	380,000	380,000	0
備品費	165,000	730,000	△ 565,000
図書費	50,000	50,000	0
消耗品費	255,000	255,000	0
光熱水料費	473,000	473,000	0
賃借料	3,956,000	3,956,000	0
借料及損料	1,310,000	1,090,000	220,000
諸謝金	275,000	275,000	0
租税公課	1,270,000	720,000	550,000
雑費	77,000	64,558	12,442
減価償却費	6,545	5,700	845
本部事務局整備費	0	0	0
特定預金支出	0	0	0
予備費	500,000	0	500,000
経常費用計	87,625,000	57,373,000	30,252,000
当期経常増減額	0	△ 4,098,400	4,098,400
2. 経常外増減の部	0	0	0
(1) 経常外収益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	△ 4,098,400	4,098,400
一般正味財産期首残高	61,125,519	58,959,105	2,166,414
一般正味財産期末残高	61,125,519	54,860,705	6,264,814
II 指定正味財産増減の部	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
特定正味財産期首残高	0	0	0
特定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	61,125,519	54,860,705	6,264,814

# RLA資格認定試験の実施報告

## 1. RLA資格認定試験 受験申込状況

### 1-1. RLA

2019年RLA資格認定試験の受験申込を6月1日(土)～7月10日(水)の間に受け付けたところ、98人(2018年は112人、2017年は98人)の受験申込があった。

#### (1) 新規・部分(再受験)受験別

新規受験申込者：46人、部分受験申込者：50人

#### (2) 受験希望地別

札幌：4人、東京：66人、大阪：19人、福岡：7人

#### (3) 年齢別

20歳代：17人、30歳代：37人、40歳代：23人、50歳代：17人、60歳代：2人

#### (4) 職業別

行政機関：4人、教育機関：1人、造園施工：15人、CLA：29人、コンサル：40人、個人経営：6人、その他：1人

### 1-2. RLA補

RLA補は、113人(昨年度は85人、一昨年度63人、その前57人)の受験申込があった。

#### (1) 受験希望地別

札幌：4人、東京：69人、大阪：33人、福岡：7人

#### (2) 年齢別

20歳代：80人、30歳代：16人、40歳代：10人、50歳代：5人、60歳代：2人

#### (3) 職業別

行政機関：4人、院生：9人、学生：46人、造園施工：8人、CLA：17人、コンサル：18人、個人経営：9人、その他：2人

## 2. 試験実施状況

2-1. 実施日時：2019年9月22日(日) 9:00～18:45

2-2. 実施会場：札幌、東京、大阪、福岡の4会場

札幌会場	TKP札幌ビジネスセンター5階 カンファレンスルーム5C
東京会場	東京農業大学世田谷キャンパス11号館3階 第1製図室
大阪会場	大阪工業技術専門学校6号館5階 651教室
福岡会場	(一社)ランドスケープコンサルタンツ協会九州支部 会議室

2-3. 受験状況（R L A受験延べ人数は96人）

単位：人

会 場	受験申込者	受 験 者	欠 席 者
	1-1・1-2・2-1・2-2	1-1・1-2・2-1・2-2	1-1・1-2・2-1・2-2
札 幌	2・2・2・3	2・2・2・3	0・0・0・0
東 京	28・33・55・63	25・30・43・53	3・3・12・10
大 阪	6・7・15・17	6・7・14・16	0・0・1・1
福 岡	1・2・5・5	1・2・5・5	0・0・0・0
計	37・44・77・88	34・41・64・77	3・3・13・11

R L A補受験延べ人数は113人

単位：人

会 場	申込者 1-1・1-2	受験者 1-1・1-2	欠席者 1-1・1-2
札 幌	4・4	4・4	0・0
東 京	59・69	48・57	11・12
大 阪	32・33	15・15	17・18
福 岡	7・7	5・5	2・2
計	102・113	72・81	30・32

※ 部分受験者がいるため、受験部門により受験者数が異なる

### 3. 統括委員会と検定委員会

#### 3-1. 統括委員会の開催

(1) 実施日時：2019年8月8日（木） 10:00～16:00

(2) 実施会場：C L A会議室

(3) 内容

統括委員の先生方に、事前に作成した問題案を送付し、当日、個々の内容を説明しつつ、問題案についてご指導を頂いた。択一問題については数問程度の見直しがあり、実技問題については事前チェックを強化したため、特に大きな指摘はなかった。

#### 3-2. 検定委員会の開催

(1) 実施日時：2019年10月23日（火） 10:00～12:00

(2) 実施会場：C L A会議室

(3) 内容

検定委員の先生方に、2019年R L A資格認定試験の実施状況ならびに採点結果と合否判定の素案について説明し、合否判定の適正について検討していただいた。これにより、最終的な合格者が確定し、合わせて、合否発表や判定通知等の方法や内容について承認していただいた。

#### 4. 採点結果

部門毎の採点結果は下表のとおり。

		一次(その1)	一次(その2)	二次(その1)	二次(その2)
RLA	平均点	54.7 点(68.4%)	47.5 点(59.3%)	23.7 点(59.3%)	32.7 点(54.4%)
	最高点	68 点(85.0%)	58 点(72.5%)	33.8 点(84.4%)	50.3 点(83.8%)
	最低点	20 点(25.0%)	17 点(21.3%)	10.3 点(25.6%)	7.8 点(12.9%)
RLA 補	平均点	53.7 点(67.1%)	41.7 点(52.1%)		
	最高点	65 点(81.3%)	57 点(71.3%)		
	最低点	39 点(48.8%)	21 点(26.3%)		
満 点		80.0 点(100%)	80.0 点(100%)	40.0 点(100%)	60.0 点(100%)

※前部分は実得点、( )内は 100 点満点時の正答率

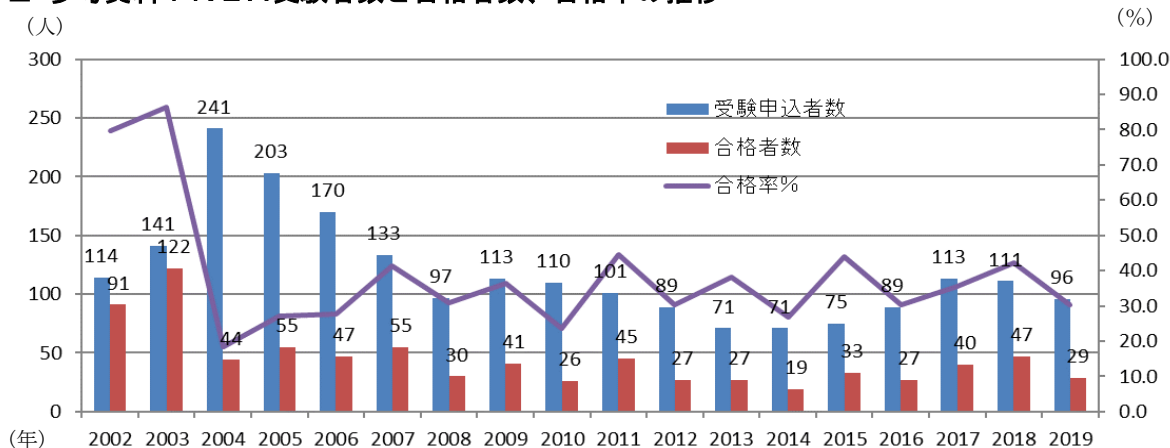
#### 5. 合格判定

最終的な合格者の内訳は、下表のとおり。11 月 16 日（金）付で、本人宛に合否通知を送付すると共に、インターネットのホームページにおいても合格者の受験番号等を公表した。

種別	受験部門	受験者数	合格者数	合格率
RLA	全4部門合格者	96 人	29 人	30.2%(42.0%)
	一次(その1)合格者	34 人	29 人	85.3%(71.0%)
	一次(その2)合格者	41 人	23 人	56.1%(62.3%)
	二次(その1)合格者	64 人	34 人	53.1%(46.3%)
	二次(その2)合格者	77 人	35 人	45.5%(46.5%)
RLA 補	2部門合格者	81 人	19 人	23.5%(44.7%)
	一次(その1)合格者	72 人	57 人	79.2%(76.0%)
	一次(その2)合格者	81 人	19 人	23.5%(44.7%)

※合格率の( )内数値は、昨年度の結果

#### ■ 参考資料：RLA 受験者数と合格者数、合格率の推移



報告事項 5)

## RLA資格制度に関する諸規程の改正

令和2年の年末にRLA資格制度の国交省認定の更新が予定されており、RLA資格制度に関する諸規程全体を見直し、以下のように改正した。

### 1. RLA資格制度 実施規程

◆第24条（登録）第1項、第4項

- ・資格制度の国認定登録に伴う、追加事項（4項）
- ・審査を満たさない者に対する対処を明示

旧	新
<p>第24条 RLA、RLA補、RLAフェロー（以下、RLA等という。）となる資格を有する者がRLA等となるには、協会に備えるRLA等登録簿に定める事項について、登録を受けなければならない。</p> <p>2 会長は、第25条に定める基準に基づき、登録するもの<del>の</del>審査を・・・(略)</p> <p>3 会長は、・・・(略)</p>	<p>第24条 RLA、RLA補、RLAフェロー（以下、RLA等という。）となる資格を有する者がRLA等となるには、協会に備えるRLA等登録簿への登録を受けなければならない。</p> <p>2 会長は、第25条に定める基準に基づき、登録する者の審査を・・・(略)</p> <p>3 会長は、・・・(略)</p> <p>4 会長は、前項の審査を満たさない者について、遅滞なく、その理由を付して、その旨を当該申請者に通知しなければならない。この場合、登録手数料から郵送料等の必要経費を除いた額を申請者に返還するものとする。</p>
<p>4 運営事務局はRLA等登録簿・・・(略)</p>	<p>5 運営事務局はRLA等登録簿・・・(略)</p>

◆第26条（登録の申請）第2項、第3項

- ・試験科目の統一的標記に伴う修正：①→その1 ②→その2

旧	新
<p>2 前項の登録申請書には・・・(略)</p> <p>(1) 合格書または認定書の写し（RLAにおいては<u>第一次試験、第二次試験①及び第二次試験②</u>の合格書、RLA補においては<u>第一次試験</u>の合格書、RLAフェローにおいては認定書</p>	<p>2 前項の登録申請書には・・・(略)</p> <p>(1) 合格書または認定書の写し（RLAにおいては<u>第一次試験（その1）及び第一次試験（その2）</u>、ならびに<u>第二次試験（その1）及び第二次試験（その2）</u>の合格書、RLA補においては<u>第一次試験（その1）及び第一次試験（その2）</u>の合格書、RLAフェローにおいては認定書)</p>
<p>3 試験に合格した者は、合格書が交付された年度の年度末までに、RLAまたはRLA補の登録申請を会長に行なわなければならない。この期間を過ぎた以降に登録を受けようとする者は、第36条の規定に基づく再登録の手続きを行う。</p>	<p>3 試験に合格した者は、合格書が交付された年度の年度末までに、RLAまたはRLA補の登録申請を会長に行なわなければならない。この期間を過ぎた以降に登録を受けようとする者は、第36条の規定に基づく再登録と<b>同様</b>の手続きを行う。</p>

◆第 27 条（登録証）第 2 項

- ・表現の修正

旧	新
2 登録証・携帯登録証を汚損または紛失した場合には、遅滞なく登録証または携帯登録証再交付申請書と写真（縦 3 cm×横 2.5 cm）1 枚及び別表に定める登録手数料を添えて、再交付の申請を運営事務局まで行わなければならない。	2 登録証・携帯登録証を汚損または紛失した場合には、遅滞なく登録証または携帯登録証再交付申請書と写真（縦 3 cm×横 2.5 cm）1 枚及び別表に定める登録手数料を添えて、再交付の申請を運営事務局に提出しなければならない。

◆第 31 条（登録証）第 2 項

- ・表現の修正

旧	新
第 31 条 前条第 2 項にいう総合管理委員会が認定した継続教育プログラムとは、 <u>公益社団法人・・・継続教育プログラムとする。</u> 2 建設系 CPD 協議会を構成する団体による継続教育プログラム。ただし、前項の継続教育プログラムによる造園系のプログラムが <u>1/3</u> 以上であること。 3 その他、総合管理委員会が認める継続教育プログラムとする。	第 31 条 前条第 2 項にいう総合管理委員会が認定した継続教育プログラムとは以下をいう。 <b>1 公益社団法人・・・継続教育プログラム。</b> 2 建設系 CPD 協議会を構成する団体による継続教育プログラム。ただし、前項の継続教育プログラムによる造園系のプログラムが <b>3 分の 1</b> 以上であること。 3 その他、総合管理委員会が認める継続教育プログラム。

◆第 35 条（登録抹消の審査）

- ・表現を正しく修正

旧	新
第 35 条 運営事務局長は第 34 条に該当する者が生じた場合は審査を行い、結果を会長に報告する。なお、第 34 条の <u>基準に抵触</u> するおそれがあると思われる者においては、総合管理委員会のもとで審査を行い、結果を会長に報告する。 2 会長は、第 34 条の <u>基準</u> に該当する者について、登録を抹消する。	第 35 条 運営事務局長は第 34 条に該当する者が生じた場合は審査を行い、結果を会長に報告する。なお、第 34 条に <u>該当</u> するおそれがあると思われる者においては、総合管理委員会のもとで審査を行い、結果を会長に報告する。 2 会長は、第 34 条に該当する者について、登録を抹消する。

◆（別表）

- ・表示内容の正確化に伴う修正

旧	新
登録手数料一覧表	登録手数料 <b>等</b> 一覧表

2. R L A 資格制度 総合管理委員会規則

◆第 3 条（委員長等）

- ・委員長は、委員会運営を軽減するため、会長の選任とする



- ・委員長代行者をあらかじめ決めておく

旧	新
第3条 委員長は、 <u>委員の互選とし</u> 、一般社団法人ランドスケープコンサルタンツ協会会長（以下、会長という。）が、委嘱する。 2 委員長は、 <u>必要により委員の中から副委員長を指名することができる</u> 。	第3条 委員長は、一般社団法人ランドスケープコンサルタンツ協会会長（以下、会長という。）が <b>選任</b> し、委嘱する。 2 委員長は、委員の中から副委員長を指名する。

◆第5条（委員会の開催）

- ・表現の修正

旧	新
第5条 総合管理委員会は、必要に応じ <u>開催し委員長が招集する</u> 。	第5条 総合管理委員会は、必要に応じ <b>委員長が招集し開催する</b> 。

### 3. R L A資格認定試験 事務規則

◆第5条（受験資格）1項に(2)(3)(4)を追記ならびに項目番号を修正

- ・別表の指定学科は名称等が変わることが多く、規則とは別にする。
- ・受験資格の条件として、「受験の手引き」に記載の内容を規則に明記

旧	新
第5条 1  2 指定学科は <u>別表－1のとおりとする</u> 。  (2) R L A補資格保持者が受験する場合に必要な業務経験年数は以下のとおりとする。(表、略) (3) R L A補のみを受験する場合は、実務経験を要しない。	第5条 1 (2) 2年制の専修学校卒業者は短期大学と同等とし、1年制の場合は高等学校卒業と同等する。 (3) ランドスケープ系大学院の課程を修了した場合は、正規課程の年数を業務経験年数と認める。 (4) 大学・短期大学または高等学校等の夜間部卒業を最終学歴とする場合は、在学中の業務経歴については業務経験年数として認めない。 2 指定学科は別に定める。 3 主体的立場での業務経験とは、ランドスケープアーキテクチャ事業において専門的な役割を担った業務経験とし、業務の中で専門的な検討・判断・決定を下した業務とする。 4 これらの業務経験については、業務実績証明書等の証明者による証明を必要とする。 5 R L A補資格保持者が受験する場合に必要な業務経験年数は以下のとおりとする。(表、略) 6 R L A補のみを受験する場合は、実務経験を要しない。

◆第7条（試験の方法）

- ・試験科目の統一的標記に伴う修正

旧	新
<p>第7条 試験は第14条の内容で行い、<u>第一次試験、第二次試験①及び第二次試験②</u>ごとに合格を認め、合格書を発行する。<u>第一次試験の合格書</u>を得た者がR L A補となる資格を有する。</p> <p><u>第一次試験（第一次試験を免除された者は除く）、及び第二次試験①ならびに第二次試験②の全合格書</u>を得た者が、R L Aとなる資格を有する。</p>	<p>第7条 試験は第15条の内容で行い、<b>第一次試験（その1）及び第一次試験（その2）、ならびに第二次試験（その1）及び第二次試験（その2）</b>ごとに合格を認め、合格書を発行する。<b>第一次試験（その1）及び第一次試験（その2）</b>の合格書を得た者がR L A補となる資格を有する。</p> <p><b>第一次試験（その1）及び第一次試験（その2）、ならびに第二次試験（その1）及び第二次試験（その2）</b>の全合格書を得た者が、R L Aとなる資格を有する。</p>

◆第11条（受験手数料の返還）

- ・第9条との整合

旧	新
<p>第11条 収納した受験手数料は返還しないものとする。</p>	<p>第11条 <b>受験申込書</b>を受理し、収納した受験手数料は返還しないものとする。</p>

◆第15条（試験の内容）第2項

- ・試験科目の統一的標記に伴う修正

旧	新
<p>2 試験問題の出題範囲と出題形式は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 第一次試験  <u>(基本的事項)：基礎知識（専門実務）、計画原論・設計基礎、自然の体系、歴史・文化・社会的側面</u>に関する知識を問う問題</p> <p>(設計知識)：<u>植栽・土壌、造園工学・造園施設材料、造成・排水、日本の伝統造園手法、日本的な今日のサブジェクト</u>に関する知識を問う問題</p> <p>(2) 第二次試験  <u>(計画実技)：土地利用ダイアグラムに関する問題と敷地計画に関する問題、なお出題のテーマはホームページにて公表する</u></p> <p>(3) 第二次試験  <u>(設計実技)：割付・造成・排水計画に関する問題と植栽計画・設計に関する問題及び詳細図作成に関する問題、なお出題のテーマはホームページにて公表する</u></p>	<p>2 試験問題の出題範囲と出題形式は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 第一次試験（その1）  <b>(基本的事項)：ランドスケープアーキテクトの役割、都市公園法等の関連法・制度、ランドスケープデザイン、自然、歴史・文化・今日の課題、</b>に関する知識を問う問題</p> <p>(2) 第一次試験（その2）  <b>(設計知識)：植物材料、植栽基盤、植栽設計、植栽施工と管理、施設材料、施設設計、施設施工と維持管理、敷地造成、雨水排水、</b>に関する知識を問う問題</p> <p>(3) 第二次試験（その1）  <b>(計画実技)：土地利用ダイアグラムに関する問題と敷地計画に関する問題（出題のテーマはホームページにて公表）</b></p> <p>(4) 第二次試験（その2）  <b>(設計実技)：割付・造成・排水計画に関する問題と植栽計画・設計に関する問題及び詳細図作成に関する問題（出題のテーマはホームページにて公表）</b></p>

◆第20条（R L A資格認定試験試験問題作成分科会）第1項

- ・問題作成者の資格を明確化し、問題作成者の範囲を拡大する

旧	新
(3) R L Aで、かつランドスケープアーキテクチャ業務に従事し、豊富な経験と高度な知識を有すると認められる者	(3) R L A資格認定試験の合格者で、かつランドスケープアーキテクチャ業務に従事し、豊富な経験と高度な知識を有すると認められる者

◆第20条（R L A資格認定試験試験問題作成分科会）第2項、第4項

- ・問題作成者の任期を、採点者と同じにする
- ・委員長代行者をあらかじめ決めておく

旧	新
2 委員の委嘱期間は、 <u>2年間</u> とし、再任は妨げない。委員が任期途中で交替した場合、後任の任期は前任者の残任期間とする	2 委員の委嘱期間は、 <u>1年間</u> とし、再任は妨げない。委員が任期途中で交替した場合、後任の任期は前任者の残任期間とする
4 委員長は、 <u>必要により委員の中から副委員長を指名することができる。</u>	4 委員長は、委員の中から副委員長を指名する。

◆第21条（会議）

- ・問題作成分科会の会議にはR L A資格制度運営委員も参加できるように追加
- ・表現の修正

旧	新
3 会議には必要に応じて会長、R L A資格制度運営委員長 <u>及び副委員長</u> 、R L A資格認定試験採点分科会委員長、運営事務局長が参加できる。	3 会議には必要に応じて会長、R L A資格制度運営委員長、副委員長 <u>及び委員</u> 、R L A資格認定試験採点分科会委員長、運営事務局長が参加できる。
4 会議は、必要に応じ <u>開催し委員長が招集する。</u>	4 会議は、必要に応じ <u>委員長が招集し開催する。</u>

◆第23条（試験実施本部長）

- ・統括委員会委員長は本部に含まれない。

旧	新
第23条 会長は、・・・・・・試験実施本部は本部長の他、 <u>統括委員会委員長</u> 、問題作成分科会委員長、運営事務局等で構成する。	第23条 会長は、・・・・・・試験実施本部は本部長の他、問題作成分科会委員長、運営事務局等で構成する。

◆第 32 条（合格者の発表）

- ・試験科目の統一的標記に伴う修正

旧	新
第 32 条 運営事務局は、前条の結果に基づき速やかに合格者名簿を作成し、受験者に対し書面で <u>第一次試験、第二次試験①第二次試験②</u> ごとに合否を通知するとともに、R L A及びR L A補の合格者の受験番号をホームページにおいて公開する。	第 32 条 運営事務局は、前条の結果に基づき速やかに合格者名簿を作成し、受験者に対し書面で <b>第一次試験（その 1）及び第一次試験（その 2）、ならびに第二次試験（その 1）及び第二次試験（その 2）</b> ごとに合否を通知するとともに、R L A及びR L A補の合格者の受験番号をホームページにおいて公開する。

◆第 35 条（委員等）

- ・委員長代行をあらかじめ決めておく

旧	新
4 委員長は、必要により委員の中から副委員長を指名する <u>ことができる</u> 。	4 委員長は、委員の中から副委員長を指名する。

◆第 36 条（会議）

- ・採点分科会の会議にはR L A資格制度運営委員も参加できるように追加
- ・表現の修正

旧	新
3 会議には必要に応じて会長、R L A資格制度運営委員長及び副委員長、問題作成分科会委員長、運営事務局長が参加できる。	3 会議には必要に応じて会長、R L A資格制度運営委員長、副委員長 <b>及び委員</b> 、問題作成分科会委員長、運営事務局長が参加できる。
4 会議は、必要に応じ <u>開催し委員長が招集する</u> 。	4 会議は、必要に応じ <b>委員長が招集し開催する</b> 。

◆第 37 条（秘密の保持）

- ・表示の修正

旧	新
第 37 条 総合管理委員会、統括委員会、検定委員会、問題作成分科会、採点分科会及び協会の役員若しくは職員またはこれらの職にあった者は、・・・(略)	第 37 条 総合管理委員会、統括委員会、検定委員会、問題作成分科会、採点分科会及び協会の役員 <b>も</b> しくは職員またはこれらの職にあった者は・・・(略)

◆第 39 条（委任）

- ・脱字

旧	新
第 39 条 本規則に定め <u>ない</u> 事項または疑義を生じた・・・(略)	第 39 条 本規則に定め <b>の</b> ない事項または疑義を生じた・・・(略)

◆ (別表)

- ・資格制度の国認定登録に伴う、修正事項
- ・表が大きいため、修正部分を含む範囲を表示。

旧		
(別表)		
R L A資格認定試験事務規則「試験事務関係書類」保存期間		
種 類	保 存 期 間	備 考
○受験申込書	合格書発送まで	電算入力後処分
○写 真 票	1年間	
○受験申込者一覧表	合格書発送まで	電算入力後処分
○合格者名簿	試験事務を廃止するまで	
○採点分析結果	合格書発送まで	電算入力後処分
○登録申請書	登録書発送まで	電算入力後処分
○登録簿	試験事務を廃止するまで	
○試験問題関係	1) 使用済：事務処理終了まで	
	2) 未使用：作業用は、合格発表後1年間とする 保存用は、試験業務を廃止するまで	・作業用：10部 ・保存用：5部
	3) 答案：合格発表まで	
	4) 採点基準：試験業務を廃止するまで	1部
○その他試験事務に関する帳簿	別に定めるところによる	



新		
(別表-2)		
「試験事務関係書類」保存期間		
種 類	保 存 期 間	備 考
○試験等の実施年月日	試験業務を廃止するまで	
○試験等の実施場所	試験業務を廃止するまで	
○受験申込書	5年間	
○写 真 票	5年間	
○受験申込者一覧表	試験業務を廃止するまで	
○合格者名簿	試験事務を廃止するまで	
○採点分析結果	合格書発送まで	電算入力後処分
○登録申請書	登録書発送まで	電算入力後処分
○登録簿	試験事務を廃止するまで	

○試験問題関係	1) 使用済：事務処理終了まで	
	2) 未使用：作業用は、合格発表後1年間とする 保存用は、試験業務を廃止するまで	・作業用：10部 ・保存用：5部
	3) 答案用紙：5年間	
	4) 採点基準：試験業務を廃止するまで	1部
○その他試験事務に関する帳簿	別に定めるところによる	

#### 4. R L A資格認定医試験 統括委員会規則

##### ◆第3条（委員長等）

- ・委員長は、委員会運営を軽減するため、会長の選任とする

旧	新
第3条 委員長は、 <u>委員の互選</u> とし、一般社団法人ランドスケープコンサルタンツ協会会長（以下、会長という。）が、委嘱する。 2 委員長は、 <u>必要により委員の中から</u> 副委員長を指名することができる。	第3条 委員長は、一般社団法人ランドスケープコンサルタンツ協会会長（以下、会長という。）が <b>選任</b> し、委嘱する。 2 委員長は、委員の中から副委員長を指名する。

##### ◆第5条（委員会の開催）

- ・表現の修正
- ・運営委員長及び副委員長だけでなく、運営委員及びR L A資格認定試験採点分科会委員長が出席できるようにするため

旧	新
第5条 統括委員会は、必要に応じ <u>開催し委員長が招集する</u> 。 2 統括委員会には必要に応じて、会長、R L A資格制度運営委員長 <u>及び</u> 副委員長、R L A資格認定試験問題作成分科会委員長、R L A資格制度運営事務局長が参加できる。	第5条 統括委員会は、必要に応じ <b>委員長が招集し開催する</b> 。 2 統括委員会には必要に応じて、会長、R L A資格制度運営委員長、副委員長 <b>及び委員</b> 、R L A資格認定試験問題作成分科会委員長、 <b>R L A資格認定試験採点分科会委員長</b> 、R L A資格制度運営事務局長が参加できる。

#### 5. R L A資格認定試験 検定委員会規則

##### ◆第3条（委員長等）

- ・委員長は、委員会運営を軽減するため、会長の選任とする

旧	新
第3条 委員長は、 <u>委員の互選</u> とし、一般社団法人ランドスケープコンサルタンツ協会会長（以下、会長という。）が、委嘱する。 2 委員長は、 <u>必要により委員の中から</u> 副委員長を指名する <u>ことができる</u> 。	第3条 委員長は、一般社団法人ランドスケープコンサルタンツ協会会長（以下、会長という。）が <b>選任</b> し、委嘱する。 2 委員長は、委員の中から副委員長を指名する。

◆第5条（委員会の開催）

- ・表現の修正
- ・運営委員長及び副委員長だけでなく、運営委員が出席できるようにするため

旧	新
<p>第5条 検定委員会は、必要に応じ開催し委員長が招集する。</p> <p>2 検定委員会には必要に応じて、会長、R L A資格制度運営委員長及び副委員長、R L A資格認定試験問題作成分科会委員長、R L A資格認定試験採点分科会委員長、R L A資格制度運営事務局長が参加できる。</p>	<p>第5条 検定委員会は、必要に応じ委員長が招集し開催する。</p> <p>2 検定委員会には必要に応じて、会長、R L A資格制度運営委員長、副委員長及び委員、R L A資格認定試験問題作成分科会委員長、R L A資格認定試験採点分科会委員長、R L A資格制度運営事務局長が参加できる。</p>

6. R L Aフェロー選考規則

◆第1条（目的）

- ・表現の統一 C L A→協会

旧	新
<p>第1条 本規則は、一般社団法人ランドスケープコンサルタンツ協会（以下、<u>C L A</u>という。）の定める登録ランドスケープアーキテクト資格制度実施規程・・・(略)</p>	<p>第1条 本規則は、一般社団法人ランドスケープコンサルタンツ協会（以下、<u>協会</u>という。）の定める登録ランドスケープアーキテクト資格制度実施規程・・・(略)</p>

◆第4条（候補者の審査方法）

- ・表現の統一 C L A会長→会長

旧	新
<p>第4条 R L Aフェロー候補者の審査は、<u>C L A</u>会長の諮問を受けて、R L A資格制度総合管理委員会（以下、委員会という。）が行う。</p> <p>2 審査については、以下の項目によるものとする。</p> <p>(5) 委員長は、審査に合格した者を<u>C L A</u>会長に答申するとともに、審査に合格した者に認定書を発行する</p>	<p>第4条 R L Aフェロー候補者の審査は、会長の諮問を受けて、R L A資格制度総合管理委員会（以下、委員会という。）が行う。</p> <p>2 審査については、以下の項目によるものとする。</p> <p>(5) 委員長は、審査に合格した者を会長に答申するとともに、審査に合格した者に認定書を発行する</p>

## その他報告事項

### I 会議

#### 1. 総会

##### 2019年度定時総会

日時 2019年5月31日(金) 16時00分～17時30分

場所 千代田区麹町 「弘済会館」

出席者 本人出席：23社，書面表決者：22社，  
表決委任者：11社 計56社

議事 第1号議案 平成30年度収支決算に関する件

報告事項 1. 平成30年度事業報告

2. 2019年度事業計画

3. 2019年度収支予算

4. R L A資格認定試験に関する実施報告

5. その他

#### 2. 理事会

##### 2019年度第1回定時理事会

日時 2019年5月9日(木) 16時00分～17時30分

場所 中央区東日本橋 「C L A会議室」

出席者 16名+監事2名

議事 第1号議案 平成30年度事業報告(案)に関する件

第2号議案 平成30年度収支決算(案)に関する件

第3号議案 2019年度定時総会の招集に関する件

##### 2019年度第2回定時理事会

日時 令和2年3月30日(月)

場所 中央区東日本橋 「C L A会議室」

方法 書面表決(定款第34条第2項ならびに一般社団法人法及び一般財  
団法人に関する法律第96条による)

出席者 17名+監事2名

議事 第1号議案 令和2年度事業計画(案)に関する件

第2号議案 令和2年度収支予算(案)に関する件



- 第3号議案 定款及び諸規程の改正に関する件
- 第4号議案 準会員の暫定措置に関する件
- 第5号議案 2020年CLA賞に関する件
- 報告事項 1. RLA資格認定試験報告
- 2. 2019年度事業報告(案)について
- 3. 2019年度収支決算見通しについて

### 3. 臨時理事会

#### 2019年度第1回臨時理事会

- 日時 令和元年8月5日(月)
- 場所 中央区東日本橋 「CLA会議室」
- 方法 書面表決(定款第34条第2項ならびに一般社団法人法及び一般財団法人に関する法律第96条による)
- 出席者 17名+監事2名
- 議事 第1号議案 北海道支部長の選任に関する件
- 第2号議案 専門研究員の内規制定に関する件

※第2号議案については全理事の同意を得られなかったため否決

#### 2019年度第2回臨時理事会

- 日時 令和元年10月10日(木)
- 場所 中央区東日本橋 「CLA会議室」
- 方法 書面表決(定款第34条第2項ならびに一般社団法人法及び一般財団法人に関する法律第96条による)
- 出席者 17名+監事2名
- 議事 第1号議案 会員の入会に関する件

## II 事業

### 1. 技術者養成、支援

#### (1) 造園CPD制度の拡充

- ・造園CPD協議会構成団体として造園CPD会員-2の募集ならびに認定プログラムの提供を行った。
- ・インターネットを利用し、支部へセミナー等の同時配信を行い、地方会員のCPD取得支援を行った。

#### (2) 2019年度第1回CLAビジョンセミナー 「第4回若手造園技術者交流会」 ～持続可能な住宅地づくりで造園ができること～の開催

- ・関東支部ならびに全国1級造園施工管理技士の会との合同主催により、UR

都市機構等より講師を招いてセミナーを開催した。

開催日：令和元年6月14日(金) 13:00~17:30

場 所：コンフォール松原 19号棟集会所

参加者：38名

(3) 『造園CPD単位セミナー「RLA資格制度と造園CPD」と「造園CPD申請」の解説』の開催

- ・一般社団法人ランドスケープアーキテクト連盟との合同により、造園CPD制度の正しい理解と、RLAならびにRLA補の3年ごとの登録更新時に必須となっているCPD単位の確実な取得のためのセミナーを行った。

開催日：令和元年7月24日(水) 18:00~20:30

場 所：CLA会議室, CLA九州支部会議室

参加者：14名, 九州会場8名

(4) 北京国際園芸博覧会2019視察ツアーの実施

- ・当協会が日本庭園出展実行委員会の構成団体として参画している、北京国際園芸博覧会2019の日本庭園開園式ならびに中国園林学会との技術発表・意見交換会、周辺のランドスケープ視察を盛り込んだツアーを実施した。

実施期間：令和元年9月11日(水)~9月15日(日)

参加者：羽田発21名, 関空発7名 計28名+現地1名

(5) 東日本大地震被災地の復興事業視察の実施

- ・東北支部との共同により、東日本大地震から8年を経過した被災地の自然災害と復興におけるランドスケープの取り組みを考え、復興事業の成果から学ぶ視察ツアーを実施した。

開催日：令和元年9月26日(木)~9月27日(金)

場 所：宮城県の復興事業の現地

参加者：25名

(6) CLA賞、一造会大賞合同表彰式・受賞者発表会、意見交換会の開催

- ・全国1級造園施工管理技士の会との共催により、新たな試みとして合同にて表彰式ならびに受賞者による作品発表会を行った。

開催日：令和元年10月17日(木) 12:00~19:00

場 所：東京農業大学 世田谷キャンパス「百周年記念講堂」

札幌サテライト会場：株式会社ドーコン 会議室

仙台サテライト会場：むつみ造園土木株式会社仙台支店会議室

大阪サテライト会場：ドーンセンター

福岡サテライト会場：株式会社アーバンデザインコンサルタント  
会議室

参加者：表彰式・発表会250名, 意見交換会80名

サテライト会場：札幌4名、仙台5名、大阪10名、福岡9名

(7) 2025 大阪・関西万博ランドスケープデザインコンペの実施

- ・大阪における国際博覧会の開催決定を受け、会場づくりに関するランドスケープデザインコンペを実施した。

開催日：令和元年9月27日(金)～10月31日(木)

テーマ：「いのち輝く 2025 万博会場の風景デザイン」

応募：団体15点、個人8点

(8) 「ひろげよう 育てよう みどりの都市」全国大会公園緑地関連三賞受賞作品発表会の開催

- ・一般社団法人日本公園緑地協会、全国1級造園施工管理技士の会、当協会が共催し、各団体が実施している顕彰制度の受賞作品発表会を行った。当協会からは2019年CLA賞設計部門最優秀賞受賞の「愛知県精神医療センター～自然環境を活かしたランドスケープ～」について、正会員株式会社現代ランドスケープの幡知也氏が登壇した。

日時：令和元年10月25日(金) 9:30～13:30

場所：日本消防会館会議室

参加者：120名

(9) 「アークヒルズの緑化」セミナーの開催

- ・1986年に開設したアークヒルズの設計担当者であった白井順二氏を講師に招いて当時の設計内容や工夫、さまざまな想いを聞き、30年を経た現在の現地を視察した。

日時：令和元年11月10日(日) 13:30～16:45

場所：NATULUCK 溜池山王駅前、アークヒルズ

参加者：18名

(10) 「スポーツ環境の新しい価値創出に向けて」講習会の開催

- ・スポーツ庁より曾根直幸参事官(地域振興担当)付参事官補佐ならびに公益財団法人日本障がい者スポーツ協会の滝沢幸孝スポーツ推進課長を迎え、翌年に迫った2020年東京オリンピック・パラリンピック大会に向け、これからの障がい者スポーツのあり方について講習会を行った。

開催日：令和元年11月29日(金) 14:00～16:30

場所：CLA会議室

参加者：21名

(11) 令和元年度技術セミナー「仕事に活かす遊具等の新技術」の開催

- ・賛助会員スイコー株式会社からは「回転成形技術を利用した遊具・商品の開発」、賛助会員快工房株式会社からは「遊具プレイデザイナーシステムの開発と防球ネットの新技術」と題し、日頃の業務に役立つセミナーを開催した。

開催日：令和元年12月17日(火) 17:30～19:20

場 所：CLA会議室

参加者：20名

(12) 第1回ランドスケープ・フォーラム「公園の新たな可能性と未来を語ろう」  
in 千葉の開催

- ・公園等において事業を行っている事業者や、様々な活動を行っている市民団体の方々（4者）から、それぞれの取組を紹介してもらい、公園の新たな可能性や未来について、参加者と共に語り合う（フォーラム）集いを開催した。

開催日：令和2年1月26日(日) 13:20～16:50

場 所：千葉市ハーモニープラザ イベントホール

参加者：約100名

## 2. 国際交流

(1) 北京国際園芸博覧会2019視察ツアー

期 間：令和元年9月11日(水)～9月15日(月)

場 所：北京国際園芸博覧会会場他

内 容：園芸博覧会視察（ジャパンデー記念行事への参加も含む）の他、中国風景園林学会訪問や精華大学で開催された「日中合同記念講演会」の聴講など、単なる観光旅行を超えた、実り多く有意義な視察旅行を実施した。

参加者：29名

(2) ランドスケープ関連海外情報の提供

World Urban Parks ジャパンの活動など海外における造園関連の情報を会員に適宜提供

## 3. 団体等組織への加入

(1) 都市緑化推進運動協力会

(2) World Urban Parks ジャパン

(3) (一社)日本公園緑地協会

(4) (一社)建設広報協会

(5) 建設関係公益法人協議会

(6) 造園CPD協議会

(7) 造園・環境緑化産業振興会

(8) 「TOKYO GREEN 2020」推進会議

(9) 緑・公園関係団体協議会

(10) 知的生産者の公共調達に関わる法整備連絡協議会

#### 4. 講師、委員、審査員等の派遣

- (1) 国営海の中道海浜公園事務所ユニバーサルデザイン検討委員会委員
- (2) 大田区景観審議会委員
- (3) 第36回全国都市緑化信州フェア実行委員会委員
- (4) 第36回全国都市緑化信州フェア庭園出展コンテスト審査員
- (5) 第37回全国都市緑化ひろしまフェア庭園出展コンテスト審査員
- (6) (一社)日本植木協会環境緑化樹木識別検定資格認定委員会委員
- (7) (一社)日本公園緑地協会国際委員会委員
- (8) (一社)日本公園緑地協会北村賞選考委員会委員
- (9) (一社)日本造園建設業協会理事
- (10) (一社)日本造園建設業協会全国造園デザインコンクール審査委員
- (11) (一社)日本造園建設業協会植栽基盤診断士認定委員
- (12) (一社)日本造園建設業協会植栽基盤診断士認定委員会(試験部会)委員
- (13) (一社)日本造園建設業協会街路樹剪定士認定委員
- (14) (一社)日本造園建設業協会街路樹剪定士認定委員会(試験部会)委員
- (15) (一社)日本造園組合連合会日本庭園士認定委員会委員
- (16) (一社)東京都造園緑化業協会理事
- (17) 令和元年度沖縄国際洋蘭博覧会審査員
- (18) 造園CPD協議会推進委員ならびに造園CPD企画会議委員
- (19) (公財)都市緑化機構機関誌「都市緑化技術」編集委員会委員
- (20) (公財)都市緑化機構海外日本庭園保全再生方策検討委員会委員
- (21) (公財)都市緑化機構海外日本庭園委員会委員
- (22) (公財)都市緑化機構2019年北京国際園芸博覧会日本庭園出展実行委員会委員
- (23) 全国1級造園施工管理技士の会 一造会大賞選考委員会委員
- (24) World Urban Parks ジャパン(WUPジャパン)理事
- (25) (一財)日本造園修景協会評議員
- (26) (一財)日本造園修景協会監事

#### 5. 共 催

- (1) (一社)都市計画コンサルタント協会「技術士第二次試験受験対策セミナー」
- (2) (一社)日本造園建設業協会「全国造園デザインコンクール」
- (3) (一社)日本公園緑地協会「Park-PFI 推進支援事業 特別企画シンポジウム『新たな公民連携のあり方を考える』」
- (4) 全国1級造園施工管理技士の会「技術発表会」
- (5) 全国1級造園施工管理技士の会「U39 若手造園技術者の語る会」
- (6) (公社)日本造園学会「2019年度日本造園学会全国大会フォーラム」

## 6. 後 援

- (1) (一財)日本造園修景協会「令和元年度都市緑化のための土壌・農薬・病害虫対策研修会」
- (2) (一財)日本造園修景協会「令和元年度造園夏期大学」
- (3) 令和元年度沖縄国際洋蘭博覧会
- (4) (一財)公園財団「第17回公園管理運営フォーラム」
- (5) (一財)公園財団「公園・夢プラン大賞2019」
- (6) (公財)都市防災美化協会「関東大震災の教訓を伝える『震災遺構公園』」
- (7) (公財)日本緑化センター「2019年度樹木と緑化の総合技術講座」
- (8) (公財)東京都慰霊協会「第7回首都防災ウィークおよび同講演会『2023年関東大震災100年に向けて』」
- (9) 全国1級造園施工管理技士の会「第15回市民と造園家の交流会」
- (10) (一社)街路樹診断協会「世界のアーバンフォレスト政策と樹木のマネジメント」
- (11) 動物園ランドスケープの会「第1回動物園ランドスケープ会議」
- (12) TSO International(株)「レジャージャパン2019」

## 7. 協賛・協力等

- (1) 令和元年度都市緑化月間
- (2) 令和元年度まちづくり月間
- (3) 2019年度都市景観の日
- (4) 「ひろげよう 育てよう みどりの都市」全国大会
- (5) 第30回全国「みどりの愛護」のつどい
- (6) 第29回全国花のまちづくりコンクール
- (7) (一社)日本公園緑地協会「第35回都市公園コンクール」
- (8) (一社)日本公園施設業協会「遊び場の安全を考える国際シンポジウム」
- (9) (公財)都市緑化機構「第39回緑の都市賞」
- (10) (公社)日本家庭園芸普及協会「2019日本フラワー&ガーデンショウ」
- (11) 2019年「世界都市計画の日」日本集会
- (12) (公財)都市緑化機構「第18回屋上・壁面緑化技術コンクール」

## 8. 賞の交付

- (1) (一社)ランドスケープコンサルタンツ協会賞
- (2) 沖縄国際洋蘭博覧会奨励賞(会長賞)
- (3) 全国造園デザインコンクール(会長賞)
- (4) 第36回全国都市緑化信州フェアにおけるコンテストの表彰(会長賞)

9. 造園・環境緑化産業振興会活動

- (1) 代表者会議
- (2) 事務局会議
- (3) 環境緑化新聞への広告掲載(夏季号、新年号)
- (4) 女性活躍社会における造園・環境緑化産業の課題等に関する調査
- (5) 若手交流研修会～女性活躍を広げる造園・環境緑化産業界の現況～開催  
(令和2年2月14日(金) 於弘済会館)

10. ランドスケープ経営研究会活動の支援・活性化

- (1) 総会運営支援
- (2) 第2回LBAワークショップ開催支援

11. 支部活動の支援・活性化

- (1) 地域活性化事業費の交付

Ⅲ 委員会

2019年度の各委員会の構成、開催日は以下のとおり。

委員会開催日一覧

	開催日												開催回数
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
総務委員会				5	1		2		13		21		5回
国際委員会				5									1回
業務委員会	2			5	2		9		3		4		6回
技術委員会	18		5	5,31			10		17		13		7回
・CLA賞選考委員会					19								1回
RLA資格制度運営委員会	23		17	5,18	26	27	21	28		30			9回
広報委員会				5,23		3	11						4回
RLA資格制度総合管理委員会							28				28		2回
2020東京五輪特別委員会	25			5				13					3回
2025大阪・関西万博特別委員会				5					18				2回

注) 表中の数字は該当月の開催日を表す。

## 1. 常任委員会

### (1) 総務委員会

委員長：小林 新

副委員長：加藤 修

委員：石井ちはる，植田直樹，宇戸睦雄，金子隆行，川島 保，川尻幸由，  
佐藤憲璋，塚原道夫，内藤英四郎，細谷恒夫

### (2) 国際委員会

委員長：宇戸睦雄

### (3) 業務委員会

委員長：金子隆行

副委員長：鈴木 綾

委員：井上 健，浦川雅太，落合直文，木村泰士，西上律治，羽田泰章

### (4) 技術委員会

委員長：石井ちはる

副委員長：秋山貴久

委員：小野 隆，鎌田正典，新畑朋子，丸山賢史，矢吹克美

### ・CLA賞選考委員会

委員長：阿部伸太\*

副委員長：内藤英四郎

委員：石井ちはる，五十嵐康之\*，卯之原昇\*，木下 剛\*，篠沢健太\*，  
橘 俊光\*，塚原道夫，西上大輔\* ※は会員外委員

### (5) RLA資格制度運営委員会

委員長：内藤英四郎

副委員長：手塚一雅

委員：川崎鉄平，杉本 亨，棚瀬新一朗，西山秀俊，丸山英幸

### (6) 広報委員会

委員長：塚原道夫

副委員長：皆木信介

委員：小俣智裕，坪倉 淳，松島 学，結城健治

## 2. 特別委員会

### (1) 2020 東京五輪特別委員会 (2014. 3. 17 設置)

委員長：細谷恒夫

副委員長：佐藤憲璋

委員：落合直文，内藤英四郎，丸山英幸，光益尚登



(2) 2025 大阪・関西万博特別委員会 (2019. 4. 1 設置)

委員長：金清典広

委員：小林 新，宇戸睦雄，石井ちはる，加藤 修，糸谷正俊，  
西辻俊明，濱口和雄，中見 哲，坪倉 淳，井上 健

## V 登録ランドスケープアーキテクト(R L A)資格制度総合管理委員会

委員長：篠沢健太\*

副委員長：阿部伸太\*，内藤英四郎

委員：大橋尚美\*，小木曾裕\*，棚瀬新一朗，手塚一雅，丸山英幸，  
三谷 徹\*，八色宏昌，吉村純一\* ※は会員外委員

(1) 2019 年登録ランドスケープアーキテクト資格認定試験

実施日：令和元年 9 月 22 日(日)

実施会場：札幌会場 TKP 札幌ビジネスセンター 5 階

東京会場 東京農業大学

大阪会場 大阪工業技術専門学校

九州会場 CLA 九州支部 会議室

受験者数：R L A 試験 96 名 合格者数(全セクション合格)：29 名

R L A 補試験 113 名 合格者数：19 名

(2) R L A の現況

令和 2 年 3 月 31 日現在 R L A 登録者 339 名，R L A 補 108 名

R L A フェロー 32 名

## V 監事による監査

令和元年 5 月 8 日に、平成 30 年度決算についての監査を受けた

## VII 受託業務等

(1) 兵庫県立淡路景観園芸学校「実習指導(景観デザイン部門)業務」

(契約期間：平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日)

(2) 福岡市「マレーシアイポー市姉妹都市庭園部分再整備基本設計及び維持管理  
マニュアル等検討業務委託」

(契約期間：平成 31 年 4 月 19 日～令和元年 12 月 31 日)

(3) 横浜市「旧上瀬谷地区通信施設における国際園芸博覧会を見据えた公園基本  
計画検討業務委託」

(契約期間：令和元年 7 月 17 日～令和 2 年 3 月 19 日)

(4) (公財)福岡市緑のまちづくり協会「緑のコーディネーター実態分析等業務委  
託」

(契約期間：令和2年1月22日～令和2年3月16日)

- (5) 造園・環境緑化産業振興会「女性活躍社会における造園・環境緑化産業界の課題等に関する調査等」

(契約期間：令和元年1月10日～令和2年3月27日)

- (6) 東京港埠頭(株)「令和元年～2年度シンボルプロムナード公園内アートガーデン設計業務委託」

(契約期間：令和2年2月3日～令和2年4月30日)

## **VIII 受賞等(当協会推薦)**

中根史郎	令和元年6月	第41回北村賞
中村久二	令和元年6月	第27回佐藤国際交流賞

## Ⅹ 協会の現況（令和2年3月31日）

### 1. 会 員 数

#### 会員数推移一覧

（単位：社）

区 分	前年度末 会 員 数	動 向		元年度末 会 員 数	備 考
		増	減		
正 会 員	74	2	3	73	
準 会 員	6	0	0	6	
賛助会員	41	0	3	38	
計	121	2	6	117	

#### 令和元年度 CLA会員資格取得者状況

（単位：名）

造園系技術職員登録数		890
資 格 取 得 状 況	登録ランドスケープアーキテクト	168
	技術士	320
	RCCM	107
	造園施工管理技士	370
	土木施工管理技士	214
	公園管理運営士	48

### 2. 動 向

#### (1) 入 会

元. 10/10（正）（株）ランドプランニング

10/10（正）（株）トロピカル・グリーン設計

#### (2) 資格喪失

2. 3/31（正）（株）都市環境ランドスケープ（定款第11条第1号適用）

#### (3) 退 会

元. 6/20（賛）東邦レオ（株）（退会届・定款第8条適用）

2. 3/31（正）朝日航洋（株）（退会届・定款第8条適用）

3/31（正）（株）フジランドスケープ（退会届・定款第8条適用）

3/31（賛）第一造園（株）（退会届・定款第8条適用）

3/31（賛）大光電機（株）（退会届・定款第8条適用）

【参考資料】

役員名簿

役職	氏名	所属名
会長	金清 典広	高野ランドスケーププランニング(株) 代表取締役
副会長 総務委員長	小林 新	(株)東京ランドスケープ研究所 代表取締役社長
副会長 RLA資格制度 運営委員長	内藤 英四郎	(株)都市ランドスケープ 代表取締役
副会長 国際委員長	宇戸 睦雄	(株)空間創研 代表取締役
理事 業務委員長	金子 隆行	(株)ライフ計画事務所 代表取締役
理事 技術委員長	石井 ちはる	(株)総合設計研究所 CLA1部部长
理事 広報委員長	塚原 道夫	(株)塚原緑地研究所 代表取締役
理事 LBA担当	植田 直樹	(株)三菱地所設計 都市環境計画部ランドスケープ設計室長
理事 東北支部長	板垣 清美	(株)緑設計 代表取締役
理事 関東支部長	光益 尚登	(株)虹設計事務所 代表取締役
理事 中部支部長	三浦 利夫	中央コンサルタンツ(株) 技術監理部長
理事 関西支部長	西辻 俊明	(株)現代ランドスケープ 代表取締役
理事 九州支部長	大杉 哲哉	(株)アーバンデザインコンサルタント 代表取締役
理事	内田 裕郎	内田工業(株) 代表取締役
理事	篠沢 健太	工学院大学建築学部まちづくり学科 教授
理事	高梨 雅明	(公財)都市緑化機構 理事長 元 国土交通省大臣官房審議官
理事	塚本 瑞天	(一財)休暇村協会 常務理事 前 環境省自然保護局長
監事	佐藤 憲璋	(株)都市計画研究所 代表取締役社長
監事	川島 保	(株)ランズ計画研究所 代表取締役

令和2年5月1日現在

## 顧 問 名 簿

氏 名	所 属
有 路 信	一般社団法人日本公園緑地協会 会長
糸 谷 正 俊	株式会社公園マネジメント研究所 経営顧問
枝 吉 茂 種	株式会社グラック 取締役会長
大 塚 守 康	株式会社ヘッズ 代表取締役会長
小 林 治 人	株式会社東京ランドスケープ研究所 会長
杉 尾 伸 太 郎	株式会社プレック研究所 取締役名誉会長
高 野 文 彰	高野ランドスケーププランニング株式会社 取締役会長
中 村 久 二	株式会社ZEN環境設計 代表取締役
樋 渡 達 也	NPO法人緑環境ネットワーク 理事長
蓑 茂 壽 太 郎	東京農業大学 名誉教授
山 木 靖 雄	株式会社LAT環境クリエイト 技術顧問
山 本 忠 順	株式会社LAU公共施設研究所 代表取締役
山 本 紀 久	株式会社愛植物設計事務所 取締役会長
吉 田 昌 弘	株式会社空間創研 取締役会長
涌 井 史 郎	東京都市大学環境情報学部 特別教授

令和2年5月1日現在

# 会 員 名 簿

令和2年5月15日現在

正会員 73

会 員 名	電話番号	協会代表者	〒	所 在 地	FAX番号
㈱アーバンデザインコンサルタント	03-3353-1016	望 月 英 彦	160-0022	新宿区新宿1-26-9 ビリーヴ新宿	03-3353-1018
㈱アーバンデザインコンサルタント	092-282-1788	大 杉 哲 哉	812-0029	福岡市博多区古門戸町7-3 古門戸中塾ビル	092-282-1777
㈱愛植物設計事務所	03-3291-3380	趙 賢 一	101-0064	千代田区猿楽町2-4-11 犬塚ビル	03-3291-3381
㈱あい造園設計事務所	03-3325-6660	鈴 木 綾	168-0063	杉並区和泉3-46-9 Y S 第一ビル	03-3325-6262
㈱荒木造園設計	0727-61-8874	荒 木 美 眞	563-0024	池田市鉢塚2-10-11	0727-62-8234
㈱荒谷建設コンサルタント	082-292-5481	長 谷 山 弘 志	730-0833	広島市中区江波本町4-22	082-294-3575
㈱エイト日本技術開発	03-5385-5111	田 中 紀 昭	164-8601	中野区本町5-33-11 中野清水ビル	03-5341-8520
㈱エス・イー・エヌ環境計画室	06-6373-4117	津 田 主 税	530-0014	大阪市北区鶴野町4-11-1106	06-6373-4617
㈱エステイ環境設計研究所	092-271-3606	澁 江 章 子	812-0028	福岡市博多区須崎町12-8	092-271-3662
㈱L A U 公共施設研究所	03-3269-6711	山 本 忠 順	162-0801	新宿区山吹町352-22 グローサユウ新宿	03-3269-6715
㈱オオバ	03-5931-5812	菊 谷 隆	101-0054	千代田区神田錦町3-7-1 興和一橋ビル	03-5931-5817
㈱環境・グリーンエンジニア	03-5209-3691	小 林 哲 央	101-0041	千代田区神田須田町2-6-5 O S ' 85ビル	03-5209-3696
環境設計㈱	06-6261-2144	井 上 健	541-0056	大阪府中央区久太郎町1-4-2	06-6261-2146
㈱環境設計研究室	03-5401-3900	納 谷 和 親	105-0001	港区虎ノ門5-3-2 神谷町アネックス	03-5401-3905
㈱環境デザイン研究所	03-5575-7171	佐 藤 文 昭	106-0032	港区六本木5-12-22 永坂ビル	03-5562-9928
㈱環境緑地設計研究所	078-392-1701	松 下 慶 浩	650-0024	神戸府中央区海岸通2-2-3 サンエービル	078-392-1576
㈱環研究所	06-6306-2481	宇 都 宮 光 史	532-0011	大阪市淀川区西中島6-8-20 花原第7ビル	06-6303-8614
㈱環ヴィトーム	097-534-1436	松 本 克 哉	870-0046	大分市荷揚町10-13	097-537-8578
キタイ設計㈱	0748-46-4902	梶 雅 弘	521-1398	近江八幡市安土町上豊浦1030	0748-46-5620
㈱空間創研	075-823-6331	宇 戸 睦 雄	600-8392	京都市下京区綾小路通堀川西入妙満寺町580番地1	075-823-6332
㈱グラク	03-3249-3010	北 川 明 介	103-0004	中央区東日本橋3-6-17 山一織物ビル	03-5645-7685
㈱K R C	026-285-7670	宮 入 賢 一 郎	381-2217	長野市稲里町中央3-33-23	026-254-7301
景域計画㈱	045-263-9504	八 色 宏 昌	231-0003	横浜市中区北仲通4-45 松島ビル3A	045-963-9505
㈱景観プランニング	028-650-3030	柳 田 千 恵 子	320-0036	宇都宮市小幡1-3-16	028-650-3034
㈱建設環境研究所	03-3988-1818	浦 川 雅 太	170-0013	豊島区東池袋2-23-2	03-3988-2018
㈱現代ランドスケープ	06-6203-1270	西 辻 俊 明	541-0046	大阪府中央区平野町3-1-10-603	06-6203-1271
㈱公園マネジメント研究所	06-6947-6522	小 野 隆	540-0012	大阪府中央区谷町2-2-22 N S ビル	06-6947-6523
サンコーコンサルタント㈱	03-3683-7152	串 田 宗 史	136-8522	江東区亀戸1-8-9	03-3683-7116
㈱シン技術コンサル	011-859-2604	佐 々 木 公 明	003-0021	札幌市白石区栄通2-8-30	011-859-2614
㈱新日本コンサルタント	076-464-6520	西 田 宏	930-0857	富山市奥田新町1番23号	076-464-6671
㈱スペースビジョン研究所	06-6942-6569	安 場 浩 一 郎	540-6591	大阪府中央区大手前1-7-31 O M M ビル	06-6942-6897
㈱セット設計事務所	042-324-0724	和 田 淳	185-0012	国分寺市本町2-16-4	042-324-3468
㈱ZEN環境設計	092-643-5500	中 村 久 二	812-0053	福岡市東区箱崎1-32-40	092-643-5520
㈱爽環境計画	03-3829-4691	木 村 隆	130-0013	墨田区錦糸3-7-11 メゾン・ド・ファミール	03-3829-4692
㈱総合計画機構	06-6942-1877	濱 口 和 雄	540-0012	大阪府中央区谷町2-2-22 N S ビル	06-6942-2447
㈱総合設計研究所	03-3263-5954	石 井 ち は る	102-0072	千代田区飯田橋4-9-4 飯田橋ビル1号館	03-3263-7996
第一復建㈱	095-557-1300	畠 山 美 久	815-0031	福岡市南区清水4-2-8	092-557-2110
大日本コンサルタント㈱	03-5298-2051	酒 井 康 弘	101-0022	千代田区神田練堀町300番地 住友不動産秋葉原駅前ビル	03-5295-2130
高野ランドスケーププランニング㈱	0155-42-3181	金 清 典 広	080-0344	河東郡音更町字万年西1線37番地 旧神前小学校	0155-42-3863
玉野総合コンサルタント㈱	052-979-9111	速 水 厚 志	461-0005	名古屋市中区東桜2-17-14 新栄町ビル	052-979-9112

会 員 名	電話番号	協会代表者	〒	所 在 地	FAX番号
㈱地域計画建築研究所	06-6205-3600	水 谷 省 三	541-0042	大阪市中央区今橋3-1-7 日本生命今橋ビル	06-6205-3601
㈱地球号	06-6945-7566	中 見 哲	540-0031	大阪市中央区北浜東6-6 アクアタワー	06-6945-7595
中央コンサルタンツ㈱	052-551-2541	三 浦 利 夫	451-0042	名古屋市西区那古野2-11-23	052-551-2540
㈱塚原緑地研究所	043-279-8005	塚 原 道 夫	261-0011	千葉市美浜区真砂3-3-7	043-279-8142
㈱東京ランドスケープ研究所	03-6859-1088	小 林 新	151-0071	渋谷区本町1-4-3 エバーグレイス本町	03-6859-1087
㈱ドーコン	011-801-1535	福 原 賢 二	060-0808	札幌市北区北8条西3丁目28番地 札幌エルプラザ8階	011-801-1536
㈱都市計画研究所	03-3262-6341	佐 藤 憲 璋	103-0014	中央区日本橋蛸殻町2-13-5 美濃友ビル	03-3669-8924
㈱都市ランドスケープ	03-5269-8982	内 藤 英 四 郎	162-0065	新宿区住吉町5-7 曙橋ハイム鍋倉	03-6384-1814
㈱トロピカル・グリーン設計	098-832-3169	喜 屋 武 忍	902-0072	那覇市字真地388番地6	098-832-6374
㈱中根庭園研究所	075-465-2373	中 根 史 郎	616-8013	京都市右京区谷口唐田ノ内町1-6	075-465-2374
㈱虹設計事務所	03-3419-7259	光 益 尚 登	154-0001	世田谷区池尻3-3-1 キドビル	03-3419-7246
㈱ニュージェック	06-6374-4032	堀 内 康 介	531-0074	大阪市北区本庄東2-3-20	06-6374-5147
パシフィックコンサルタンツ㈱	03-6777-4433	西 上 律 治	101-8462	千代田区神田錦町3-22	03-3296-0530
㈱復建技術コンサルタント	022-262-1234	仲 村 明 信	980-0012	仙台市青葉区錦町1-7-25	022-265-9309
復建調査設計㈱	082-506-1853	藤 田 健 一	732-0052	広島市東区光町2-10-11	082-506-1890
㈱ブラネット・コンサルティングネットワーク	03-3652-5508	岡 島 桂 一 郎	132-0025	江戸川区松江7-21-19	03-3652-5506
㈱プランニングネットワーク	03-3810-9381	内 藤 充 彦	114-0012	北区田端新町3-14-6	03-3810-9384
㈱ブレック研究所	03-5226-1101	杉 尾 大 地	102-0083	千代田区麴町3-7-6 麴町PRECビル	03-5226-1112
㈱文化環境設計研究所	03-6321-8062	落 合 直 文	165-0026	中野区新井1-12-6 B102	03-6321-8062
㈱ヘッズ	06-6373-9369	田 中 康	530-0022	大阪市北区浪花町12-24	06-6373-9370
北海道造園設計㈱	011-758-2261	佐 藤 俊 義	060-0807	札幌市北区北7条西2-6 山京ビル	011-709-5341
㈱ポリテック・エイディディ	03-6222-8912	吉 田 博	104-0041	中央区新富1-18-8 RBM築地スクエア	03-5541-3510
㈱三菱地所設計	03-3287-5750	植 田 直 樹	100-0005	千代田区丸の内2-5-1 丸の内二丁目ビル	03-3287-3230
㈱緑設計	0188-62-4263	板 垣 清 美	010-0973	秋田市八橋本町4-10-26	0188-62-4273
㈱緑の風景計画	03-3422-9511	板 垣 久 美 子	154-0012	世田谷区駒沢2-6-16	03-3422-9530
㈱森緑地設計事務所	03-5484-6070	藤 内 誠 一	108-0014	港区芝5-26-30 専売ビル	03-5484-1550
㈱URリンケージ	03-6214-5700	石 原 晋	103-0027	中央区日本橋1-5-3 日本橋西川ビル	03-6214-5665
㈱ライフ計画事務所	03-5626-4741	金 子 隆 行	136-0071	江東区亀戸6-58-12	03-5626-4740
㈱LAT環境クリエイト	082-273-2605	青 木 成 夫	733-0821	広島市西区庚午北2-1-4	082-271-2230
㈱ランズ計画研究所	045-322-0581	川 島 保	220-0004	横浜市西区北幸2-10-36	045-322-0719
㈱ランドプランニング	047-710-6120	萩 野 一 彦	271-0092	松戸市松戸1228-1 5F	047-710-6220
㈱リアライズ造園設計事務所	06-6941-1151	新 井 英 光	540-0038	大阪市中央区内淡路町2-1-7	06-6941-1154
㈱緑景	06-6763-7167	瀬 川 勝 之	542-0064	大阪市中央区上汐1-4-6	06-6765-5599

準会員 7

会 員 名	電話番号	協会代表者	〒	所 在 地	FAX番号
㈱エコル	03-5791-2901	矢 島 唯 弘	108-0074	港区高輪3-4-1 高輪借成ビル	03-5791-2902
㈱環境緑地研究所	011-221-4101	村 上 恒 久	060-0004	札幌市中央区北4条西6-1-1 毎日札幌会館	011-221-4237
㈱シビテック	011-816-3001	三 浦 亨	003-0002	札幌市白石区東札幌2条5-8-1	011-816-2561
ダイシン設計㈱	011-222-2325	関 利 洋	060-0005	札幌市中央区北5条西6-1-23	011-222-9103
㈱辻本智子環境デザイン研究所	0799-72-0216	辻 本 智 子	656-2401	淡路市岩屋3000-176	0799-72-0217
㈱都市技術設計コンサルタント	096-389-8453	西 田 公 一	861-8045	熊本市東区小山2-23-69	096-389-8506
㈱都市・景観設計	06-6228-3388	奥 村 信 一	541-0041	大阪市中央区北浜1-1-21 第2中井ビル	06-6228-3387



## 賛助会員 38

会 員 名	電話番号	協会代表者	〒	所 在 地	FAX番号
アゴラ造園(株)	03-3997-2108	荻野 淳 司	179-0075	練馬区高松6-2-18	03-3997-2252
(株)石勝エクステリア	03-3709-5591	川崎 鉄 平	158-0094	世田谷区玉川2-2-1	03-3709-5857
石黒体育施設(株)	052-757-4030	石黒 和 重	464-0848	名古屋市千種区春岡2-27-18	052-763-8110
(株)ウォーターデザイン	03-3431-8070	山本 誠	105-0004	港区新橋6-9-2 新橋第一ビル	03-3431-8116
内田工業(株)	052-352-1811	内田 裕 郎	454-0825	名古屋市中区好本町3-67	052-351-1326
H. O. C(株)	0956-48-8101	鎗流馬 清規	858-0907	佐世保市棚方町221-2	0956-48-8111
(株)岡部	0764-41-4651	石永 裕 明	930-0026	富山市八人町6-2	0764-31-6340
快工房(株)	048-291-7721	時岡 邦 男	333-0816	川口市差間2-14-5	048-291-7725
小岩金網(株)	03-5828-8828	一戸 典 夫	111-0035	台東区西浅草3-20-14 JNTビル	03-5828-7693
(株)コトブキ	03-5280-5400	大川 泰 志	105-0013	港区浜松町1-14-5 D. I. センター	03-5280-5768
(株)コンバスサービス	03-5920-7031	天木 信 彦	174-0064	東京都板橋区中台2-15-8-104	03-5920-7032
(株)ザイエンス	03-3284-0501	杉本 吉 正	101-0044	千代田区鍛冶町1-9-4 KYEビル	03-3284-0504
(株)サカエ	0422-47-5981	栗田 耕 司	181-0004	三鷹市新川4-7-19	0422-49-2122
(株)サトミ産業	0258-87-5500	佐藤 勉	940-0871	長岡市北陽2-14-23	0258-87-5501
(株)三菱 景観事業部	04-7153-1511	鈴木 智	270-0119	流山市おおたかの森北1-8-6	04-7153-3627
信建工業(株)	054-276-2151	阿部 和 茂	421-1212	静岡市葵区千代1-18-29	054-276-2154
スイコー(株)	06-6412-5855	小林 弘	660-0857	尼崎市西向島町86番地	06-6414-2284
西武造園(株)	03-5926-5418	本郷 壮 一	171-0051	豊島区長崎5-1-34 東長崎西武ビル	03-5926-5353
太陽工業(株) 空間デザインカンパニー	03-3714-3461	鈴木 久 文	153-0043	目黒区東山3-16-19	03-3791-7731
大和リース(株)	06-6942-8011	野田 夏 夫	540-0011	大阪市中央区農人橋2-1-36	06-6942-8051
タカオ(株)	0849-55-1275	高尾 典 秀	720-0004	福山市御幸町中津原1787-1	0849-55-2481
(株)中京スポーツ施設	0561-53-1111	大内田 博	488-0022	尾張旭市狩宿新町2-27	0561-53-1000
テック大洋工業(株)	03-5703-1441	小俣 智 裕	144-0052	大田区蒲田4-22-8	03-5703-1444
東亜道路工業(株)	03-3405-1813	梅田 剛 士	106-0032	港区六本木7-3-7	03-3405-4210
(株)ドゥサイエンス	03-5561-9751	香取 良 一	106-0032	港区六本木4-1-16 六本木ハイ ツ511号	03-5561-9726
トーヨーマテラン(株)	0568-88-7080	池上 英 雄	480-0303	春日井市明知町1512	0568-88-3370
(株)中村製作所	047-330-1111	櫻田 正 明	271-0093	松戸市小山510	047-330-1119
日都産業(株)	03-3333-0210	西尾 幸 三	168-0081	杉並区宮前5-19-1	03-3333-0631
日本乾溜工業(株)	092-632-1050	下川 徹	812-0054	福岡市東区馬出1-11-11	092-632-1082
日本体育施設(株)	03-5337-2616	奥 裕 之	164-0003	中野区東中野3-20-10 ケイエム中野ビル	03-5337-2610
長谷川体育施設(株)	03-3422-5331	中田 慎 一	154-0004	世田谷区太子堂1-4-21	03-3412-8415
花豊造園(株)	075-341-2246	勝山 禎 彦	600-8361	京都市下京区大宮通五条下る二丁目堀之上町518番地	075-361-0961
日石石材(株)	03-5637-9211	村越 文 幸	131-0033	墨田区向島3-39-14	03-5637-9213
(株)日比谷アメニス	03-3453-2402	奥本 寛	108-0073	港区三田4-7-27	03-3453-2417
(株)富士植木	03-3265-6731	成家 岳	102-0074	千代田区九段南4-1-9	03-3265-3031
(株)丸山製作所	03-3637-4340	丸山 智 正	136-0071	江東区亀戸7-5-1	03-3683-7553
(株)モクラボ	0790-66-3210	関根 純 一	671-2411	姫路市安富町三森421-3	0790-66-3810
(株)ユニソン	052-238-1187	荒川 直 樹	473-0925	豊田市駒場町藤池17番地1	052-238-1178

